

一宮の都市計画

City Planning of Ichinomiya



一宮の都市計画
平成25年3月

発行 一宮市
編集 一宮市建設部まちづくり課
☎0586(28)8100 (代表)

一宮市

目次

□ I 一宮市の概要	
1. 沿革	1
2. 位置及び地勢	2
3. 市域及び人口	3
4. 市街化動向	4
□ II 都市計画	
1. 都市計画とは	5
2. 都市計画の内容	6
3. 都市計画区域	6
4. 都市計画の決定	8
5. 一宮市都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）	9
6. 都市計画制限と都市計画事業	12
□ III 土地利用	
1. 土地利用の考え方	13
2. 市街化区域及び市街化調整区域	14
3. 地域地区	14
○用途地域	15
○特別用途地区	18
○防火地域・準防火地域	19
○駐車場整備地区	19
○生産緑地地区	20
4. 地区計画等	21

□ IV 都市施設	
1. 道路	23
2. 都市高速鉄道（連続立体交差事業）	25
3. 公園・緑地	27
4. 駐車場	29
5. 下水道	30
□ V 市街地開発事業	
1. 土地区画整理事業	33
2. 市街地再開発事業	36

参考資料



I 一宮市の概要

1. 沿革

一宮市は濃尾平野のほぼ中央に位置し、温暖な気候と豊かな土壌に恵まれ、古くから農耕が盛んに行われてきました。

平安時代、真清田神社が尾張の国の「一の宮」であったことから、その門前町であるこの地域が、いつしか「いちのみや」とよばれるようになりました。

享保年間には、真清田神社の門前に産物と日用品の交換や綿織物の売買のために三八市が開設され、江戸時代末期には、この地方における流通と商品生産の中心地となって、現在の中心市街地が形成されてきました。

本市の地場産業である繊維産業は、奈良時代に絹織物、江戸時代の中頃からは綿織物の生産が盛んに行われるようになり、その後、大正中期から昭和初期にかけて毛織物へと移行し、全国一の毛織物生産地帯に発展するとともに、都市の集積も飛躍的に高まりました。

これと並行するように、市勢の動きも活発化し、まず、明治22年に一宮村と一色村が合併して一宮町となり、大正10年には人口30,558人の一宮市が誕生しました。

昭和20年、第2次世界大戦によって市街地の大半を消失しましたが、戦災復興事業にいち早く着手し、再び都市としての基盤を築き上げ、平成17年4月1日には「対等の精神」のもと尾西市及び葉栗郡木曾川町と合併し、人口約37万人の新生「一宮市」が誕生しました。

この新生「一宮市」の将来像を「木曾の清流に映え、心ふれあう躍動都市 一宮」と定め、「安心」「元気」「協働」を基本理念としたまちづくりを目指しています。

(一宮市沿革図は参考資料⑩参照)



2. 位置及び地勢

一宮市は、愛知県の西北部にあって、木曾川によって形成された扇状地の末端部付近、濃尾平野のほぼ中央に位置し、名古屋市と岐阜市のほぼ中間で、鉄道を利用すると、名古屋、岐阜へは10分前後の時間距離にあります。

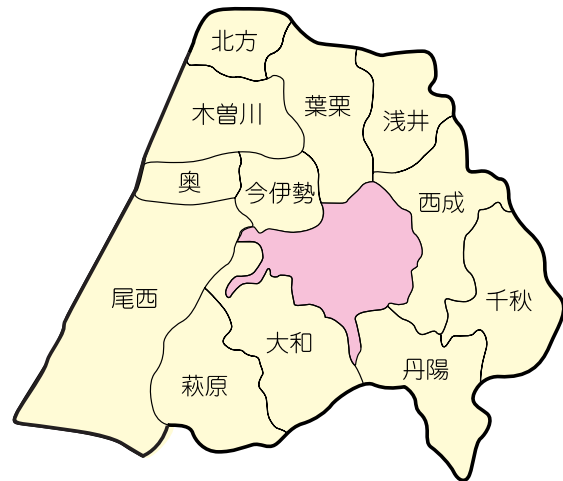
市域は、東西15.3km、南北13.3km、総面積113.91km²を有し、地形は極めて平坦で、市の東北部（海拔約16m）から西南部（海拔約3m）に向かってなだらかに傾斜しています。

●一宮市位置図



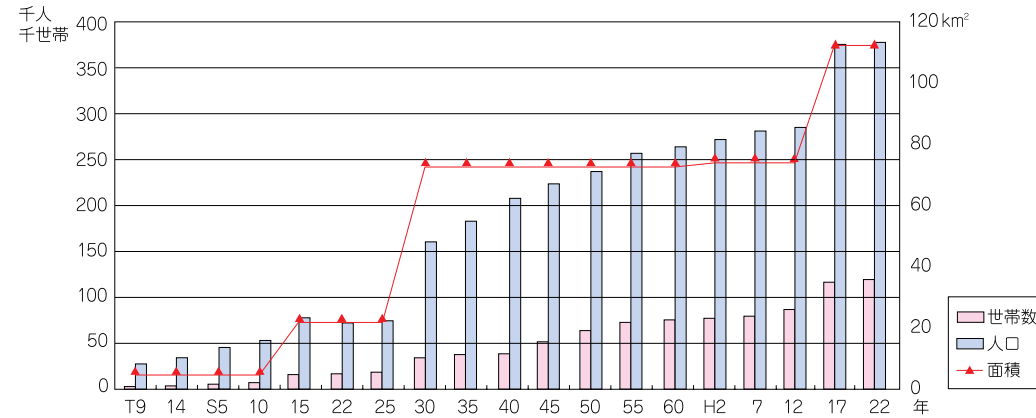
3. 市域及び人口

大正10年9月に市政を施行し、面積8.3km²、人口30,558人の一宮市が誕生しました。昭和15年には葉栗村、西成村を合併して面積27.69km²、人口70,792人になり、昭和30年には近隣8町村を合併して面積78.96km²、人口152,294人になりました。そして、平成17年4月に尾西市と木曾川町と合併し、面積113.91km²、人口377,216人になり、平成24年4月1日現在、人口386,390人となっています。



市町村合併年月日	
昭和15年8月1日	葉栗郡葉栗村
昭和15年9月20日	丹羽郡西成村
昭和30年1月1日	丹羽郡丹陽村、葉栗郡浅井町
昭和30年4月1日	中島郡大和町・今伊勢町（開明地区を除く）・奥町・萩原町、葉栗郡北方村
昭和30年4月7日	丹羽郡千秋村
平成17年4月1日	尾西市、木曾川町

●国勢調査人口等の推移



●国勢調査人口等の推移

(各年10月1日現在)

区分	世帯数	人口			1世帯当り人口
		総数	男	女	
大正9年	5,814	27,263	12,572	14,691	4.7
14年	7,035	34,746	15,920	18,826	4.9
昭和5年	8,513	42,229	19,780	22,449	5.0
10年	10,009	53,376	24,796	28,580	5.3
15年	13,584	70,792	33,048	37,744	5.2
22年	13,385	62,460	30,166	32,294	4.7
25年	14,332	71,431	33,956	37,475	5.0
30年	28,045	157,025	70,695	86,330	5.6
35年	33,110	182,984	80,351	102,633	5.5
40年	42,295	203,743	92,586	111,157	4.8
45年	51,713	219,274	103,356	115,918	4.2
50年	60,482	238,463	115,688	122,775	3.9
55年	69,725	253,139	123,617	129,522	3.6
60年	71,541	257,388	125,851	131,537	3.6
平成2年	76,357	262,434	128,225	134,209	3.4
7年	82,398	267,362	130,775	136,587	3.2
12年	89,984	273,711	134,012	139,699	3.0
17年	127,386	371,687	181,614	190,073	2.9
22年	135,837	378,566	184,221	194,345	2.8

4. 市街化動向

(12世紀はじめ)	・真清田神社が尾張一の宮となる	(昭和45)	・住居表示開始
(中世)	・鎌倉街道沿いに街並みが形成される	(昭和46)	・国道155号(一宮-津島)開通
(江戸時代)	・真清田神社の門前町としての性格をあらわす	(昭和46)	・市街化区域と市街化調整区域の指定
(享保12)	・三八市の開設	(昭和47)	・本町アーケード完成
(明治19)	・東海道線一宮停車場を開設	(昭和47)	・都市計画道路網の再編
(明治22)	・町制施行(人口約11,000人)	(昭和47)	・平島土地区画整理事業着手
(明治24)	・濃尾地震	(昭和48)	・森本土地区画整理事業着手
(明治33)	・尾西線(尾張鉄道、新一宮-津島)開通	(昭和48)	・新用途地域(8種類)の指定
(明治40)	・蘇東耕地整理組合設立	(昭和49)	・三ツ井土地区画整理事業着手
(明治45)	・一宮耕地整理組合設立	(昭和50)	・銀座通公共駐車場完成
(大正2)	・一宮線(名古屋電気鉄道、東一宮-岩倉-押切)開通	(昭和51)	・八幡地下道完成
(大正3)	・木曾川橋線(尾西鉄道、新一宮-木曾川橋)開通	(昭和54)	・吾鬮土地区画整理事業着手
(大正6)	・私設乗合自動車営業(一宮-起)(一宮-浅井)	(昭和54)	・一宮鉄道高架都市計画決定
(大正10)	・市制施行(人口30,558人)	(昭和55)	・多加木特定土地区画整理事業着手
(大正13)	・蘇東線(名古屋鉄道、一宮-起)開通	(昭和55)	・人口25万人突破
(大正13)	・中村線(尾西鉄道、新一宮-国府宮)開通	(昭和59)	・一宮鉄道高架事業工事着手
(大正14)	・都市計画法適用指定	(昭和59)	・東海北陸自動車道実施計画認可
(大正15)	・都市計画区域の決定	(昭和60)	・猿海道特定土地区画整理事業着手
(昭和3)	・第1期下水道事業着手	(昭和61)	・印田第1土地区画整理事業着手
(昭和3)	・中村線(名古屋鉄道、新一宮-国府宮-柳橋)開通	(昭和63)	・鉄道高架東海道本線開通
(昭和4)	・都市計画街路網決定(放射環状型)	(平成1)	・東部浄化センター増設部運転開始
(昭和5)	・市庁舎完成	(平成1)	・国営木曾三川公園建設着手
(昭和9)	・上水道敷設認可	(平成2)	・鉄道高架東海道本線下り開通
(昭和10)	・用途地域の指定	(平成4)	・伝法寺土地区画整理事業着手
(昭和15)	・葉栗・西成両村を合併	(平成5)	・鉄道高架名古屋本線開通
(昭和20)	・空襲により市街地の8割が焼失	(平成6)	・東海北陸自動車道一宮ジャンクション着手
(昭和21)	・復興計画街路決定	(平成6)	・高架下駐輪場オープン
(昭和21)	・復興土地区画整理事業着手	(平成7)	・国営木曾三川公園ツインアーチ138オープン
(昭和24)	・準防火地域の指定	(平成7)	・鉄道高架全線開通
(昭和27)	・第2期下水道事業着手	(平成8)	・新用途地域(12種類)の指定
(昭和30)	・隣接8町村合併	(平成8)	・名岐道路(自動車専用道路)の都市計画決定
(昭和32)	・西部土地区画整理事業着手	(平成9)	・東海北陸自動車道一宮木曾川インターチェンジ開通
(昭和35)	・東部終末処理場運転開始	(平成10)	・東海北陸自動車道一宮ジャンクション開通
(昭和39)	・西部第2土地区画整理事業着手	(平成10)	・環境センター完成
(昭和39)	・西部終末処理場運転開始	(平成11)	・シンボルロード完成
(昭和39)	・名神高速道路一宮インターチェンジ開通	(平成11)	・一宮駅東地下駐車場完成
(昭和39)	・名岐バイパス開通(名古屋-一宮)	(平成12)	・東海豪雨(9月11日~12日)
(昭和40)	・人口20万人突破	(平成13)	・名神高速道路尾張一宮パーキングエリア(下り線)開設
(昭和40)	・東部土地区画整理事業着手	(平成13)	・新一宮駅前広場完成
(昭和42)	・一宮鉄道高架促進期成同盟会発足	(平成14)	・本町アーケード改装
(昭和43)	・新都市計画法制定	(平成14)	・エコハウス138完成
(昭和44)	・丹陽西土地区画整理事業着手	(平成14)	・宮前三八市広場完成
(昭和44)	・国道22号全線開通	(平成15)	・尾張一宮駅前広場完成
(昭和44)	・尾張西部都市計画区域の指定(一宮市・尾西市・木曾川町)	(平成17)	・名岐道路の清洲JCTから国道155号区間が開通
		(平成22)	・尾西市、木曾川町と合併
		(平成22)	・一宮市総合体育館完成
		(平成23)	・尾張都市計画区域の指定(都市計画区域の再編)
		(平成23)	・一宮斎場完成
		(平成24)	・一宮市尾張一宮駅前ビル「i-ビル」完成

II 都市計画

1. 都市計画とは

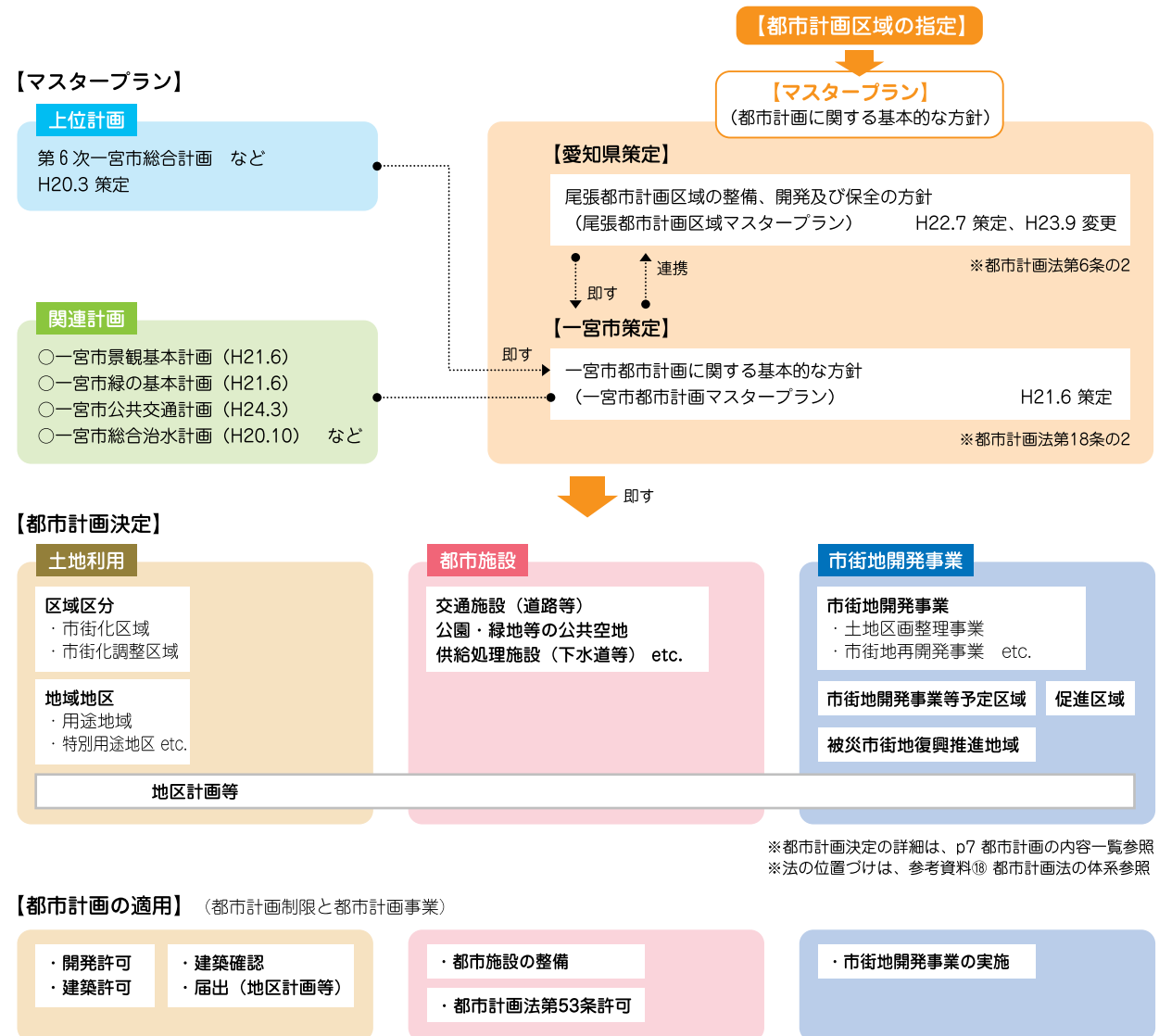
高度成長期における人口及び産業の都市集中による無秩序な市街化が、都市環境の悪化、公共施設整備に関する非効率的投資や後追い投資などの弊害をもたらしました。

そのため、昭和44年に新しい都市計画法（昭和43年法律第100号）が施行されました。

この法律には、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業など、都市計画に関し必要な事項が定められています。

また、同法第2条において、「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」を都市計画の基本理念とし、同じく第4条において、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」を都市計画と定義しています。

●都市計画制度の構成

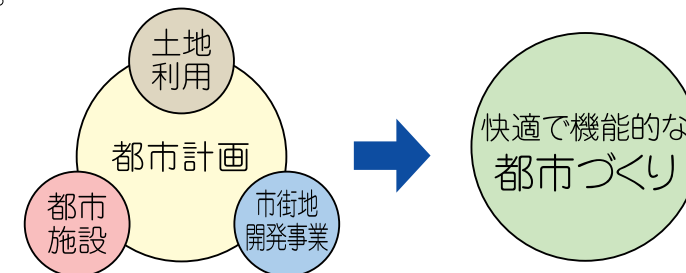


2. 都市計画の内容

都市計画には、土地を利用する場合の様々なルールや都市に必要な道路、公園などが定められています。

都市計画法における都市計画の内容は、大別すると、

- (1) 市街化区域及び市街化調整区域、用途地域等の土地利用に関する計画
 - (2) 道路、都市高速鉄道、駐車場、公園、下水道等の都市施設に関する計画
 - (3) 市街地の一体的開発・整備を目的とする土地区画整理事業等の市街地開発事業に関する計画
- の3つの柱から成り立っており、これらを総合的、一体的に行うことにより、快適で機能的な都市づくりを進めるものです。



3. 都市計画区域

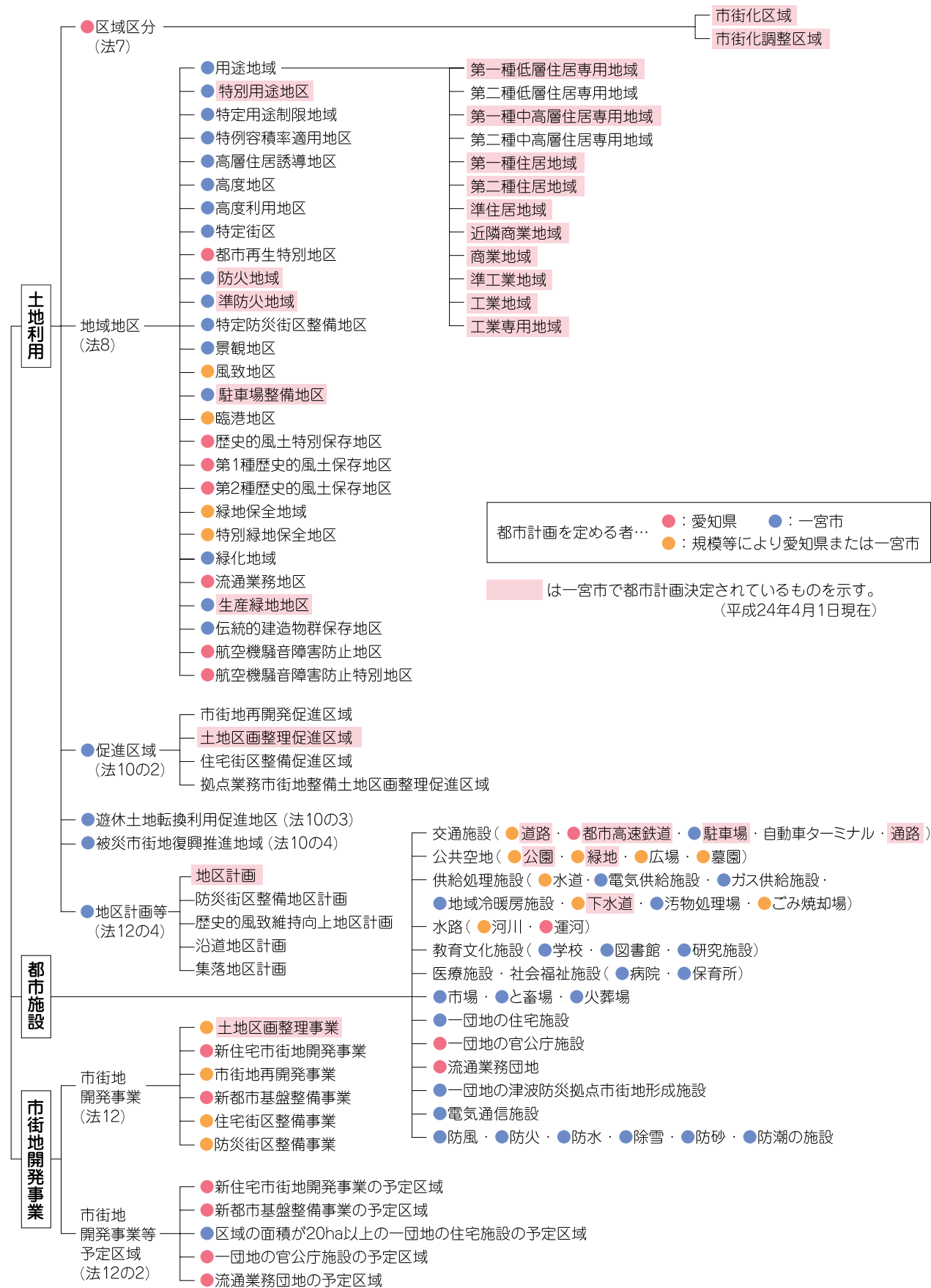
都市計画区域とは、都市計画を定める必要がある土地の範囲で、都市環境の悪化を防ぐとともに、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、都市計画法その他の法令の規制を受ける区域をいいます。

この区域は、自然的、社会的条件等を勘案して、市町村の行政区域にとらわれず一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域で、一宮市を含む7市2町が尾張都市計画区域として定められています。

●都市計画区域図



●都市計画の内容一覧



4. 都市計画の決定

都市計画は、原則として、広域の見地から定める必要があるものや根幹的な都市施設を都道府県が、その他のものを市町村が定めることとなっています。

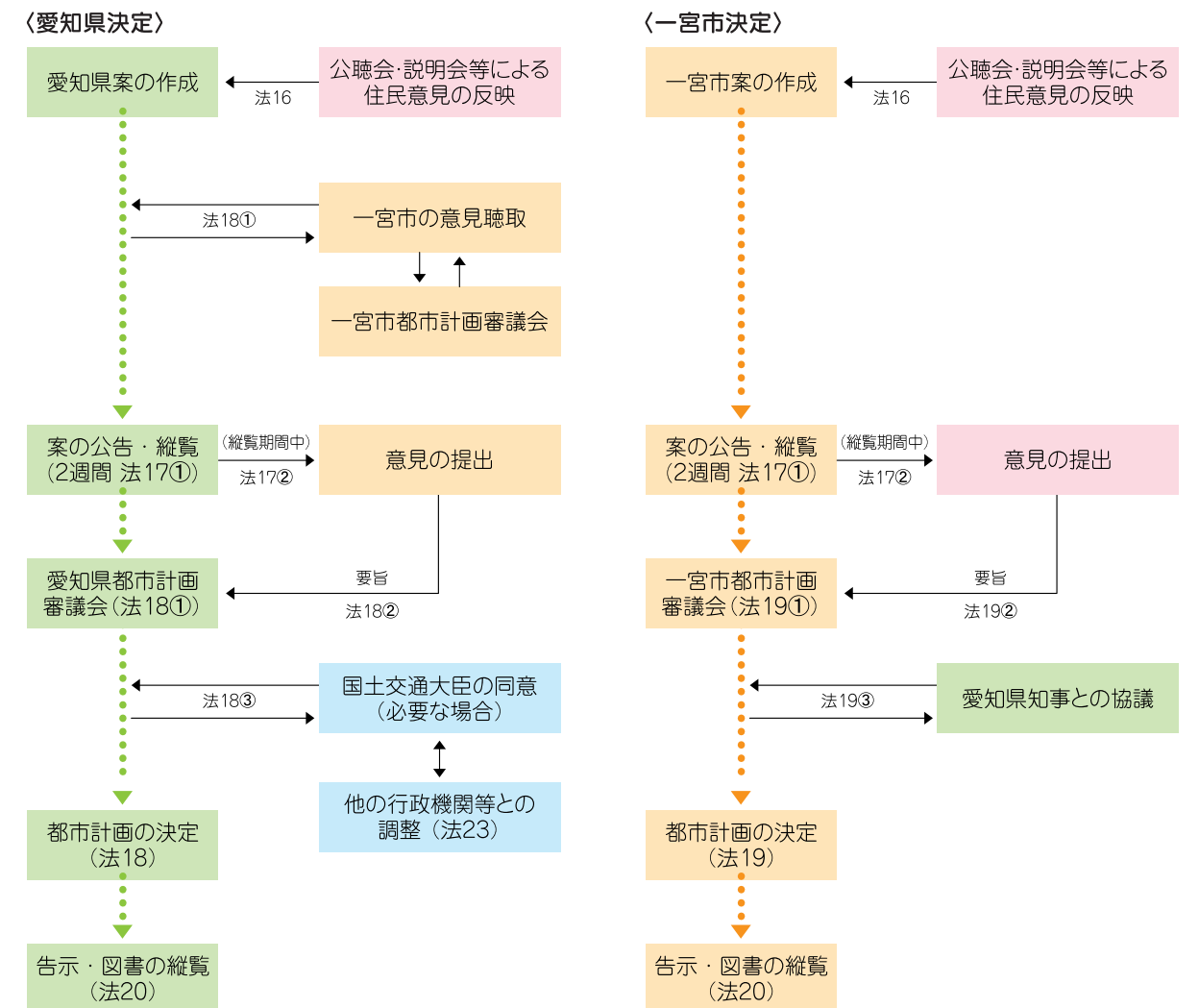
都市計画の決定に際しては、必要に応じて説明会、公聴会を開催するとともに、計画案の縦覧を行うなど、住民の皆さんの意見を反映する機会が設けられています。

また、平成14年の法改正により、土地所有者等による都市計画の提案ができるようになり、平成18年の法改正では、機動的な都市計画の決定等の重要性に鑑み、民間のイニシアティブが認められ、まちづくり推進に関し、経験と知識を有する団体も提案ができるようになりました。

◇提案の要件

- ・0.5ha以上のまとまった区域であること。
- ・土地所有者等の2/3以上の同意があること。
- ・都市計画マスタープランなど都市計画に関する法令上の基準に適合していること。

●都市計画決定(変更)の手続き



5. 一宮市都市計画に関する基本的な方針(都市計画マスタープラン)

平成4年の都市計画法改正により、同法18条の2に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が創設されました。平成10年には、地方分権一括法による都市計画法の改正が行われ、都市計画に関する事務は原則として各地方公共団体の自治事務となり、市町村都市計画審議会が法定化されるなど、地方公共団体、とりわけ住民にもっとも身近な行政主体である市町村が中心となって、都市計画を進めていく仕組みとなりました。

本市では、合併後の一宮市としての都市計画マスタープランを平成21年6月に策定しました。都市計画マスタープランは、同法18条の2に基づき、概ね20年後の都市像を展望しつつ、10年後の平成32年を目標年次として、一宮市の将来の都市構造や土地利用、都市整備等の基本方針を取りまとめたものです。個々の土地所有者等が行う土地の利用を直接規制するものではありませんが、具体的な土地利用を定める都市計画を立案する上で指針となり、また、都市計画の提案の前提となります。

〈将来人口〉

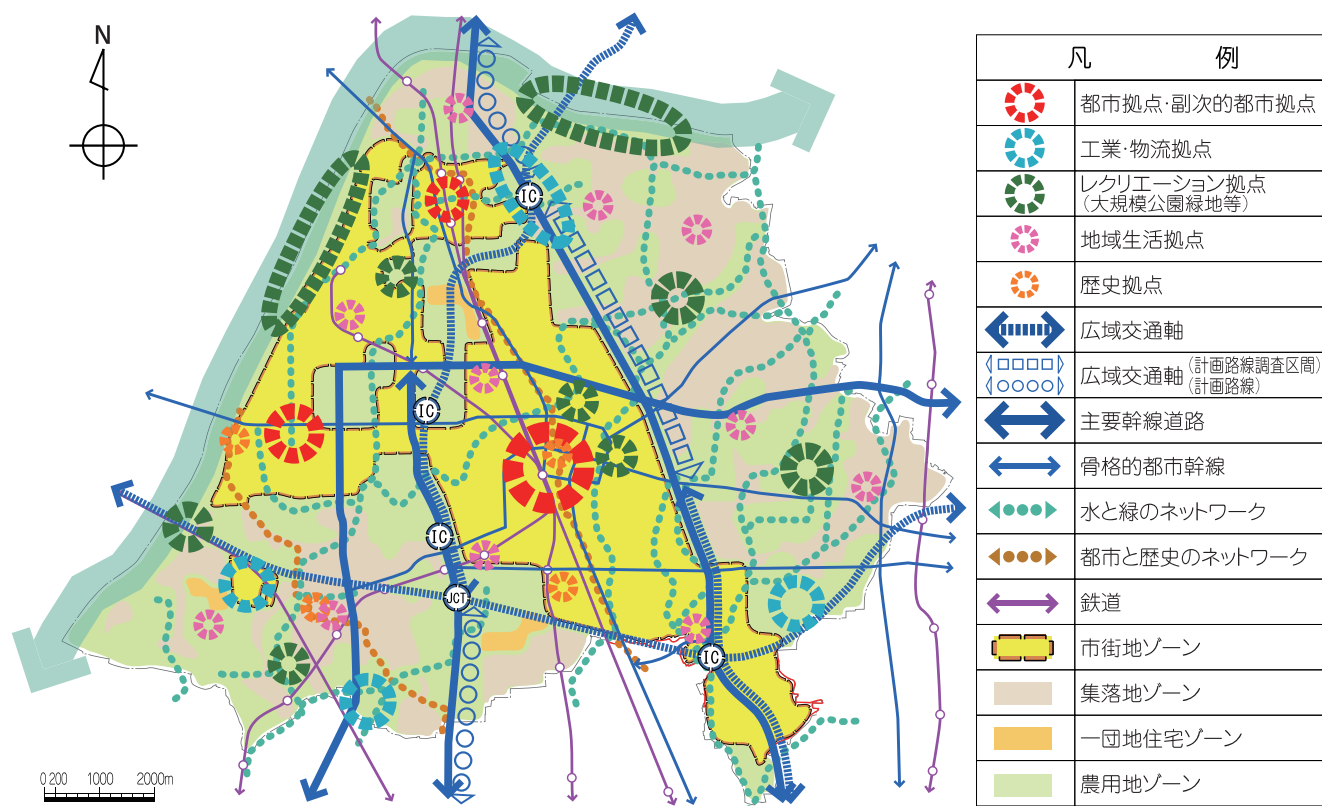
目標年次(平成32年)における将来人口は、一宮市内で約363,000人を想定しています。

〈将来都市構造〉

全市レベルの広域的な都市拠点(一宮駅周辺)、それを補完する副次的都市拠点(尾西庁舎周辺、木曾川駅周辺)、身近な生活の利便性を支える地域生活拠点の3つの階層に分け、機能分担を図ります。

人口減少・超高齢社会に対応するため、広域的な拠点から、日常生活を支える身近な拠点まで、多様な生活ニーズに対応した機能の分担により、段階構成を踏まえた都市機能の集約化を図ります。

●将来都市構造図



〈土地利用の方針〉

●市街化区域の土地利用方針

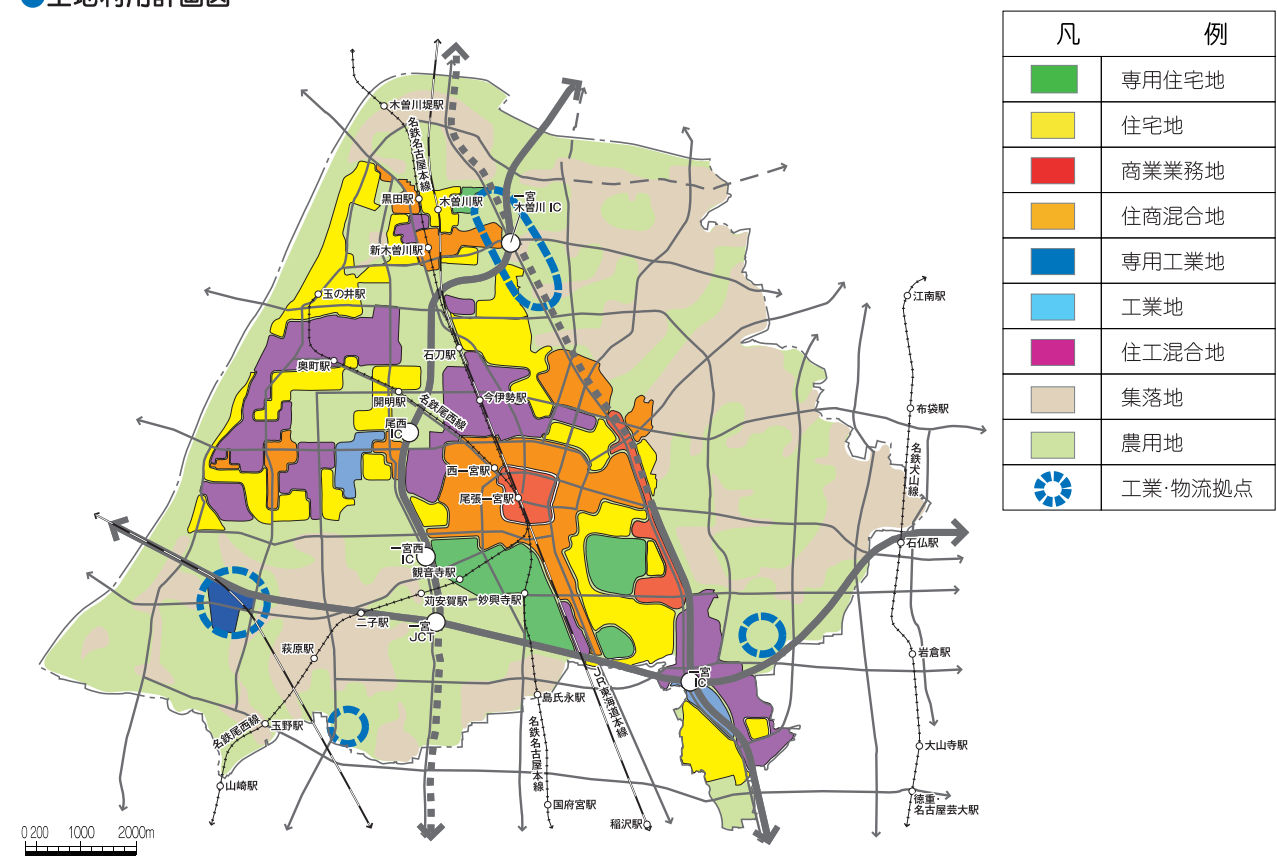
都市拠点における「まちなか居住」促進をはじめ、副次的都市拠点、地域生活拠点等を中心として住宅立地の増進を図るとともに、目標年次までに予想される世帯数増加の受け皿として、住居系市街地を新たに形成します。

一宮市の産業活動や市民生活を支える多様な都市機能の立地を図り、住宅と工業、商業が健全に共存する土地利用を推進します。特に一宮市の特色である伝統的な住工共存の土地利用に配慮しつつ、今後とも共存を図るべき地区と、住宅地として土地利用の純化を図るべき地区を見極め、適切な都市計画の見直し等を図ります。

●市街化調整区域の土地利用方針

市街化調整区域においては基本的に市街化を抑制し、農用地の保全、集落地の居住環境の維持を図るものとします。ただし、鉄道駅に近接する地域生活拠点等、市街化調整区域における世帯増等に対応しつつ、地域の拠点性を維持・増進するために必要最小限の新規宅地開発を認めるとともに、既存ストックを活用しながら、新たな工業・物流拠点を形成します。これらの土地利用にあたっては、周辺の環境との調和に努めます。

●土地利用計画図



〈都市交通施設に関する方針〉

●道路ネットワーク形成の方針

幹線道路については、道路の段階構成に基づき道路機能を明確化するとともに、円滑な交通処理機能確保のため、道路ネットワークの形成を図ります。なお、既存ストックを活用した道路ネットワークの形成やまちづくりとの連携等さまざまな視点を踏まえ、都市計画道路未整備区間の見直しを必要に応じて検討します。

●道路の段階構成の考え方

種別分類	機能等
自動車専用道路	・自動車のみの通行の用に供される道路。
主要幹線道路	・本県の骨格を形成し、県内通過交通や県内各都市間交通等に対処する道路。
骨格的都市幹線道路	・主要幹線道路を補完し、主に都市内外交通に対処する道路。
都市幹線道路	・都市の骨格を形成し、都市内の主要な交通発生源を相互に連絡して、都市交通需要に対応する道路。

種別分類	機能等
地区幹線道路	・都市幹線道路以上の道路で囲まれる地区をサービスエリアとし、地区の軸を形成するとともに、自転車・歩行者の安全な通行に配慮した道路。
補助幹線道路	・地区幹線道路以上の道路で囲まれる地区をサービスエリアとし、自転車・歩行者の安全性、快適性を重視した道路。

●幹線道路の計画図

凡	例
	高速道路・自動車専用道路
	主要幹線道路
	骨格的都市幹線道路
	都市幹線道路
	地区幹線道路
	補助幹線道路

*破線は都市計画決定されていない構想路線や現状道路を示す



6. 都市計画制限と都市計画事業

建築等を行う場合には、土地を利用する場合の様々なルールを守ることが必要になります。例えば、低層住宅の良好な環境を保護するための地域では、建築物の高さの制限を守ることによって日照等が確保され、工場を制限することで静かな環境が保たれます。

このように土地利用のルールに基づいて開発行為や建築物の用途等を規制・誘導する都市計画制限と、都市施設等の計画を実施する都市計画事業により、都市計画は実現されていきます。

(1) 都市計画制限

都市計画法では、「適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきこと」と規定されており、都市計画決定に伴う次のような制限により、土地利用の規制・誘導が図られます。

①市街化区域及び市街化調整区域における開発行為の制限

この制限は、無計画、無秩序な市街化を防ぐためのもので、開発行為（建築物等を建築するために土地を造成すること）を行う場合、原則として知事（特例市である一宮市の場合は市長）の許可が必要となってきます。

また、市街化調整区域においては、開発行為は原則としてできません。

②地域地区等の区域内における建築等の制限

用途地域、防火地域などの区域内では、それぞれの目的に応じて、建築物の用途、形態、構造やその行為等が制限を受け、それぞれの規制内容に適合していなければなりません。

例えば、防火地域は、市街地における火災の危険を防除するために定める地域であるため、一定規模以上の建築物は耐火建築物にすることが必要になります。

③都市計画決定された都市施設の区域や市街地開発事業の施行区域における建築制限

この制限は、都市施設や市街地開発事業に関する都市計画が決定されてから事業までの期間において、将来の事業の妨げにならないように行われるものです。

これは狭義の都市計画制限で、例えば、都市計画道路の区域内においては、鉄筋造などの堅固な建物を建てることは許可されないことが原則となっています。

(2) 都市計画事業

都市計画事業は、道路、公園等の都市施設や土地区画整理事業等の市街地開発事業に関する計画を具体的に実現していくための事業です。

この事業は、原則として知事の認可を受けて市町村が施行することになっていますが市町村が施行するのが困難又は不適当な場合等においては、都道府県が施行できることとなっています。

また、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業など、その他の施行者による都市計画事業もあります。

III 土地利用

1. 土地利用の考え方

都市の健全な発展を図るためには、都市の将来像や土地利用状況等を踏まえ、将来の人口、産業等の規模から必要となる住居、商業、工業等の用途のための空間を確保するとともに、これらの機能を幹線道路、鉄道等の交通ネットワークや都市基盤施設と連携させ、都市全体における有機的な土地利用を推進していく必要があります。

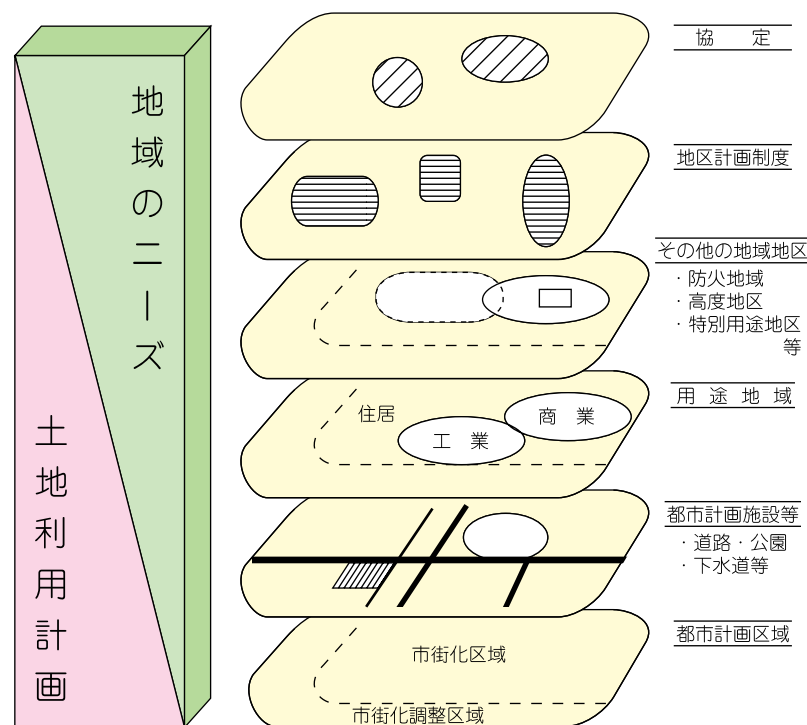
一方、地域のニーズは多様であり、良好な住環境等に対する要望は強く、こうした身近な都市空間の形成を図るためには、地域ごとに住民のニーズを反映したきめ細かな土地利用を推進していく必要があります。

このように、土地利用に関しては、都市レベル、地域レベルの両面からの取組みが必要であり、相互補完的な連携を図りながら、適切な土地利用の規制・誘導により、より良いまちづくりを進めなければなりません。

そのため、将来の土地利用の方向等を踏まえながら、土地利用の基本となる市街化区域及び市街化調整区域の見直しや、建築物の用途、密度、形態を規制・誘導する用途地域の適正な配置を行うとともに、それを補完する様々な地域地区制度を検討していく必要があります。

また、地域のニーズにより、建築協定・緑地協定等の協定や地区計画制度等の方策を進め、住環境等の良好な都市空間の形成を図っていくことが重要です。

●土地利用のイメージ



2. 市街化区域及び市街化調整区域

無秩序な市街化（いわゆるスプロール現象）を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分しています。

この制度は、線引きといわれ、新しい都市計画法（昭和43年法律第100号）において、計画的な市街地の形成を行うことを目的として、開発許可制度とセットで創設されたものです。

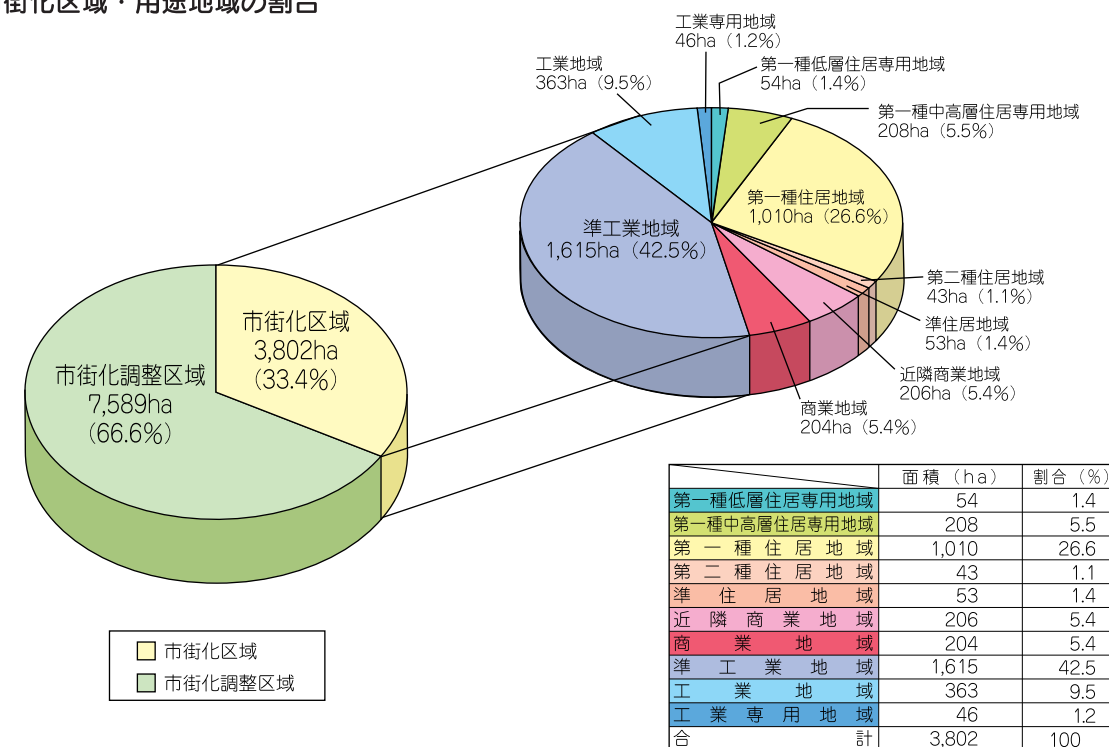
市街化区域は、既に市街地を形成している区域とおおむね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域であり、用途地域を定め、道路や下水道等の都市施設の整備や土地区画整理事業を積極的に行っていきます。

一方、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、開発行為等は原則としてできません。

本市においては、昭和45年11月24日に最初の決定が行われ、その後の変更及び合併を経て、現在、市街化区域面積は約3,802ha、市街化調整区域は約7,589haとなっています。

（市街化区域と市街化調整区域の変遷は参考資料①、②参照）

●市街化区域・用途地域の割合



3. 地域地区

地域地区とは、都市内の土地を機能的に異なるいくつかの地域に分けて都市における土地利用の計画を示し、土地の合理的な利用や、それぞれの地域に適した環境の維持形成を図るために定められる都市計画のゾーニング制度です。

本市では、用途地域をはじめとして、特別用途地区、防火地域及び準防火地域、駐車場整備地区、生産緑地地区が定められています。

用途地域

都市における住居、商業、工業その他の土地利用は、無秩序に混在すると互いの生活環境や業務の利便が損なわれることから、土地利用上の用途の区分を行い、建築物の用途、形態等を規制、誘導する必要があります。

この区分（ゾーニング）が用途地域で、土地利用の基本的な計画となるものです。

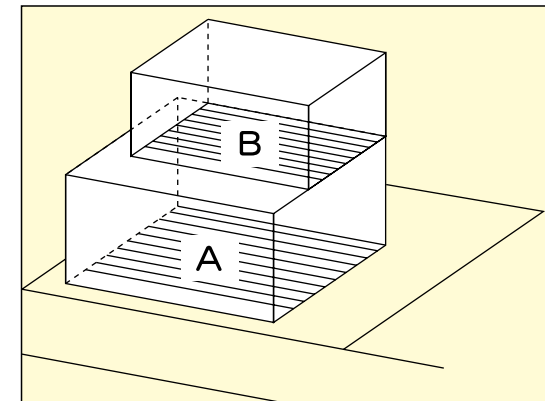
この指定により、良好な住環境の保護や商業地の利便の増進など、それぞれの地域の特性に応じた土地利用を図ることができます。

本市においては、平成8年5月31日に現在の用途地域が決定されました。

用途地域は、建築基準法の規定により具体的に運用されますが、その主な内容は次のとおりです。

(用途地域の変遷は参考資料②、⑩参照)

●建ぺい率・容積率



建ぺい率とは、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいい、容積率とは、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。

$$\text{建ぺい率} = \frac{\text{建築面積 (A)}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

$$\text{容積率} = \frac{\text{延べ面積 (A+B)}}{\text{敷地面積}} \times 100\%$$

●12種類の用途地域のイメージ図

第一種低層住居専用地域

建ぺい率/容積率:60/100 高さ制限:10m 面積:54ha

低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられます。



第二種低層住居専用地域

建ぺい率/容積率:一宮市では指定していません

主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。



第一種中高層住居専用地域

建ぺい率/容積率:60/150 60/200 面積:208ha

中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。



第二種中高層住居専用地域

建ぺい率/容積率:一宮市では指定していません

主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。



第一種住居地域

建ぺい率/容積率:60/200 面積:1,010ha

住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどが建てられます。



第二種住居地域

建ぺい率/容積率:60/200 面積:43ha

主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられます。



準住居地域

建ぺい率/容積率:60/200 面積:53ha

道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。



準工業地域

建ぺい率/容積率:60/200 面積:1,615ha

主に軽工業の工場などの環境の悪化の恐れのない工場の業務の利便を図る地域です。危険性・環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。



近隣商業地域

建ぺい率/容積率:80/200 面積:206ha

近隣の住民が日用品の買物をする店舗などの業務の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。



商業地域

建ぺい率/容積率:80/400 80/600 面積:204ha

銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業などの業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。



工業地域

建ぺい率/容積率:60/200 面積:363ha

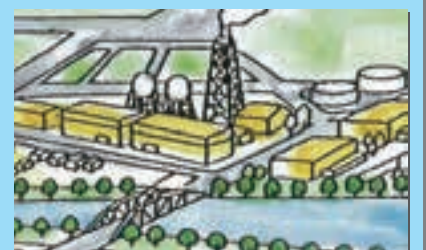
主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。



工業専用地域

建ぺい率/容積率:60/200 面積:46ha

専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅・お店・学校・病院・ホテルなどは建てられません。

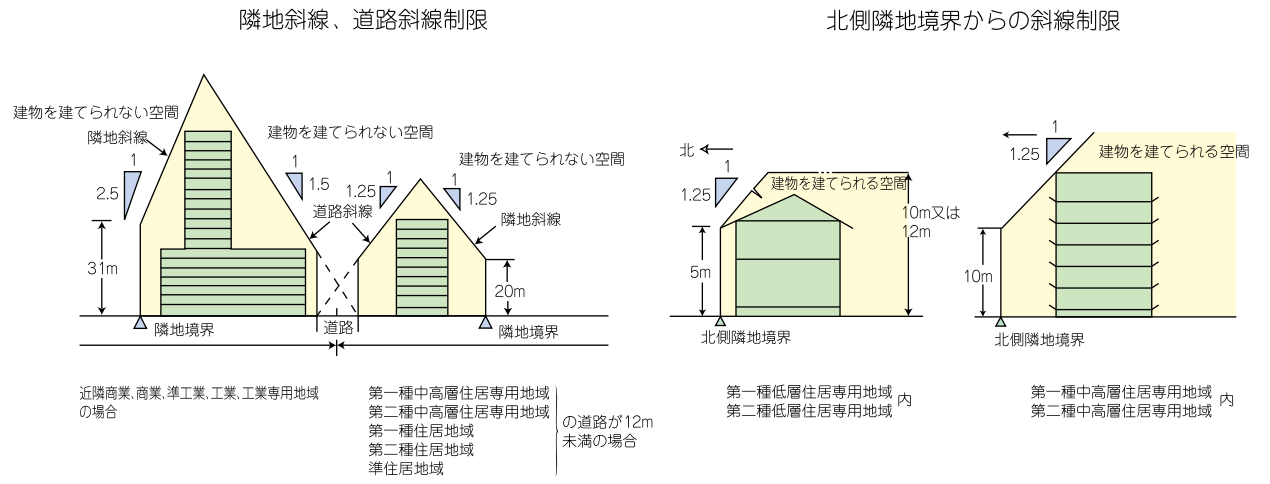


●用途地域内の建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 ①、②、③、④、⑤、▲ 面積、階数等の制限あり														
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの	○	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店、銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	③	○	○	○	○	○	○	○	○	③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	④ 大規模集客施設については制限あり。
	店舗等の床面積が3,000㎡を超えるもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑤
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公共施設・病院・学校等	ホテル、旅館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	遊戯施設・風俗施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	カラオケボックス等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 客席200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 個室付浴場等を除く
工場・倉庫等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保健所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
	自動車教習所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
単独車庫（附属車庫は除く）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下	
建築物附属自動車車庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下	
倉庫業倉庫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下 2階以下	
畜舎（15㎡を超えるもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③ 2階以下	
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
自動車修理工場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
等	作業場の床面積	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	① 50㎡以下 ② 150㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	③ 300㎡以下
	③ 300㎡以下	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり
	原動機の制限あり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下
	量が少ない施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下
	量がやや多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	量が多い施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	都市計画区域内においては都市計画決定が必要

※本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
 ※大規模集客施設：床面積1万㎡超の店舗、飲食店、アミューズメント施設、展示場等。

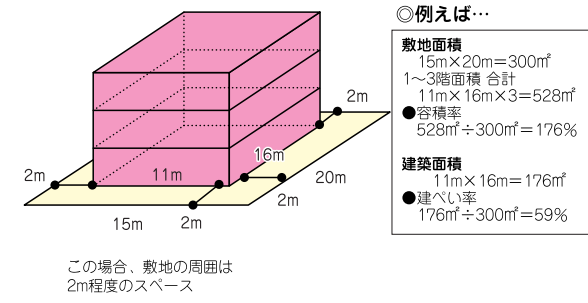
●斜線制限



●建ぺい率・容積率算出例

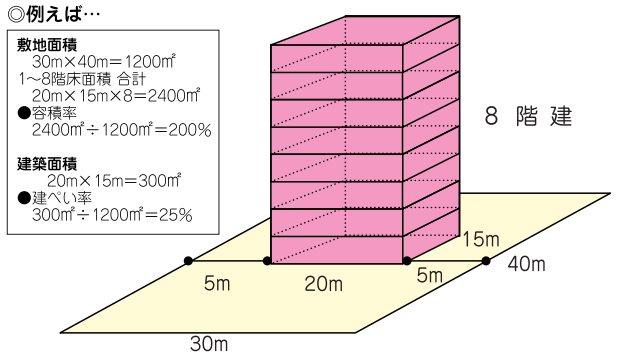
■容積率 200%・建ぺい率 60%の基準とは…

※3階の建物は可能、敷地は十分活用でき空地も確保



■容積率 200%の基準では…

※空地が広くとれば、高層の建物が立地する可能性もあります



●特別用途地区

特別用途地区は、用途地域の指定の目的を基本とし、これを補完するため、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定めるものです。

このため、例えば、中高層階住居専用地区、商業専用地区、特別工業地区、文教地区、小売店舗地区、事務所地区、厚生地区、娯楽・レクリエーション地区、観光地区、特別業務地区、研究開発地区、中小小売店舗特別用途地区、宿場町環境保全特別用途地区などを定めることが考えられます。

本市においては、明地地区の約3.9haを特別工業地区（特別用途地区）に指定しています。

防火地域・準防火地域

防火地域及び準防火地域は、店舗、住宅等の密集した市街地において、火災の危険を防除するため、建築物の規模に応じて耐火建築物や準耐火建築物とすることにより、安全な市街地の形成を図るものです。

本市において、尾張一宮・名鉄一宮駅（以後、一宮駅と称す）周辺の商業地域約44haを防火地域に、また、その周辺及びその他の商業地域（一部除く）、近隣商業地域等約556haを準防火地域に指定しています。

（防火地域・準防火地域の変遷は参考資料③参照）

●防火地域・準防火地域内の建築物の主な制限

種類	対象		構造
防火地域	階数が三以上の建築物		耐火建築物 または 準耐火建築物
	延べ面積が100㎡を超える建築物		
	その他の建築物		
準防火地域	地階を除く階数が四以上の建築物		耐火建築物
	延べ面積が1,500㎡を超える建築物		
	地階を除く階数が三の建築物（防火上必要な技術的基準に適合する建築物を除く）		耐火建築物 または 準耐火建築物
	延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物		
	上記以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分	
高さ2mを超える附属の門または塀で延焼のおそれのある部分		不燃材料で造るか、おおう	

駐車場整備地区

駐車場整備地区は、商業地域、近隣商業地域等で自動車交通が著しくふくそうしている地区またはその周辺地区で、円滑な道路交通を確保する必要がある区域において指定し、路上駐車場または路外駐車場の整備の促進を図る地区です。

本市においては、一宮駅周辺の約110haが指定されており、平成4年に「一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の改正、平成6年に「一宮市駐車場整備計画」を定めています。

平成25年2月末現在、地区内には、「銀座通公共駐車場」「一宮駅東地下駐車場」の2か所が都市計画駐車場として都市計画決定・供用されています。

（駐車場整備地区の変遷は参考資料③参照）

生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域において農地等が無秩序に市街化され生活環境の悪化をもたらしていることから、農地等の持つ緑地機能や災害防止機能を評価し計画的に保全を行うことにより、良好な都市環境の形成に資することを目的とした制度です。

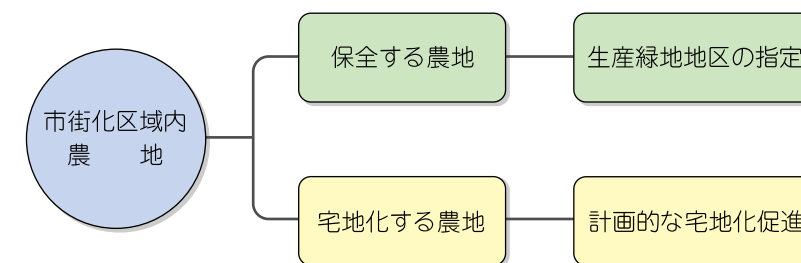
本市においては、一宮多加木特定土地区画整理事業区域内に第2種生産緑地地区（旧生産緑地地区）を指定していましたが、平成3年の生産緑地法の改正に伴い、市街化区域内の全ての農地を、「保全する農地」と「宅地化する農地」とに区分し、「保全する農地」については生産緑地地区の指定を行うこととなりました。

そのため、一団の面積が500㎡以上であるなど、生産緑地地区の指定要件を満たす農地等約144haについて、平成4年12月4日、生産緑地地区の指定を行いました。その後、主たる従事者の死亡や営農継続不能な故障による買取り申し出、道路等の公共施設の設置、土地区画整理事業の仮換地処分による指定替え等により生産緑地地区の変更を行いました。さらに、平成17年4月の合併に伴い、尾西市で指定されていた生産緑地地区の編入及び木曾川町で新たに追加指定を行い、平成25年2月末現在、約150haの生産緑地地区が指定されています。

生産緑地地区に指定されると、標識が設置され農地としての土地利用が明確に位置づけられ、税の優遇措置を受けることができます。また、農地として管理することが義務づけられ、農業用施設をのぞき建築物などの新築、増改築等の行為、土地の形質の変更等はできないこととなります。

（生産緑地地区の変遷は参考資料④参照）

●市街化区域内農地の区分



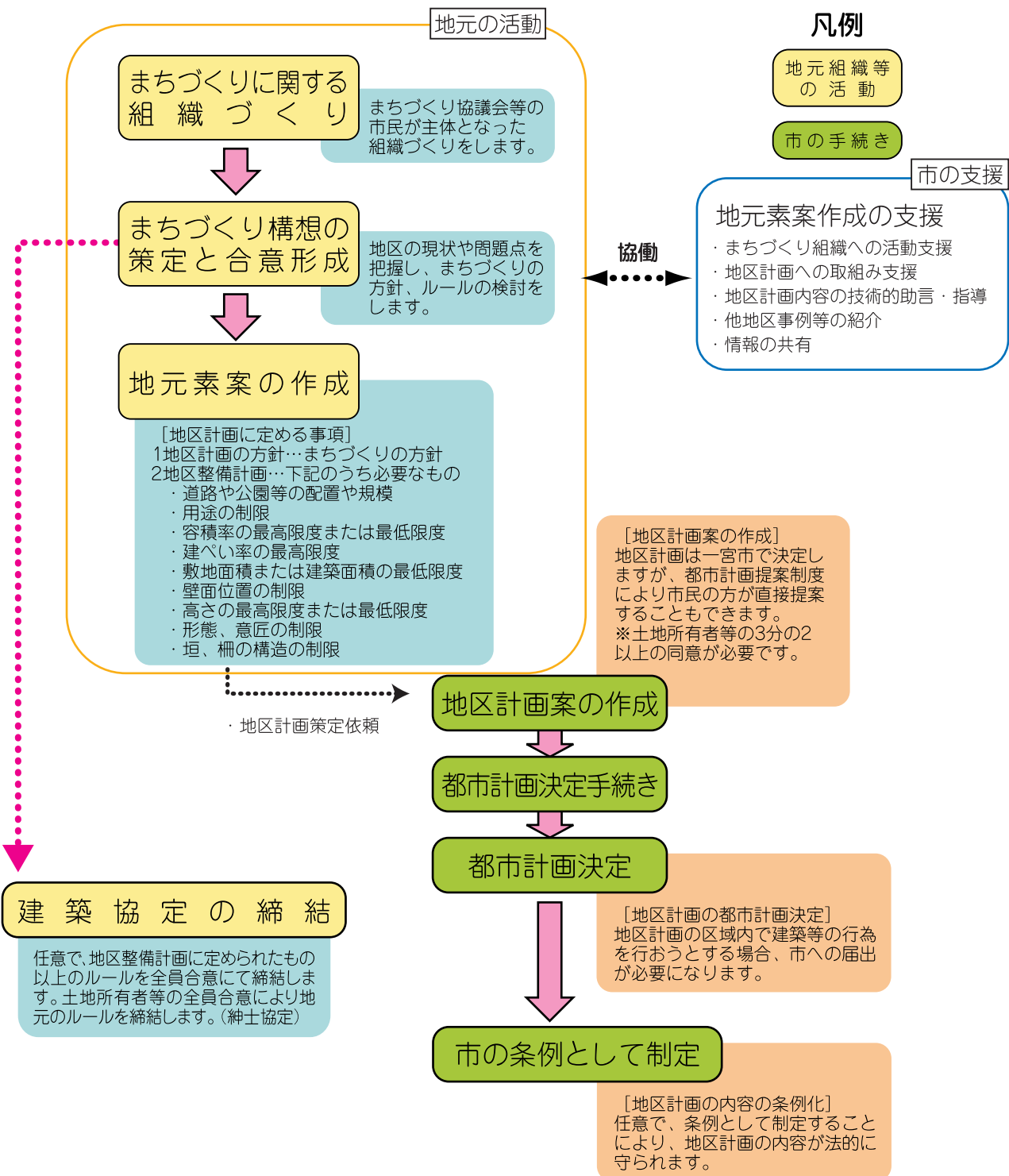
4. 地区計画等

地区計画は、建築物の用途や高さ、容積率の制限、道路や公園等の施設について、地区住民の意向を反映しつつ総合的に定め、地区単位のきめ細かなまちづくりを進める制度です。

本市においては、萩原町地区の約15.2haを萩原工業団地地区計画に指定しています。

(地区計画等の変遷は参考資料⑤参照)

●地区計画を活用したまちづくり



●地区計画の種類

地区計画の種類	概要
地区計画	地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために、建築物の建築形態、公共施設等の配置などを定めます。
市街化調整区域における地区計画	市街化区域内での計画的な市街化や都市構造への影響を勘案して、周辺との調和のとれた適正な土地利用を図ることを目的とします。
再開発等促進区	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るため、地区計画において、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備を実施すべき区域を定め、地区内の公共施設の整備と併せて建築物の用途、容積率等の制限を緩和します。
開発整備促進区	店舗、劇場等の用途の大規模な建築物（特定大規模建築物）の整備による商業等業務の利便の増進を図るため、地区計画において、一体的かつ総合的な市街地の開発整備を実施すべき区域を定め、地区内の公共施設の整備と併せて特定大規模建築物の誘導をします。
沿道地区計画	沿道整備道路に接続する土地の区域で、道路交通騒音により生ずる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、公共施設の整備、防音・遮音上の制限を含めた建築物等の建築に関する事項を定め、一体的かつ総合的に市街地を整備します。
沿道再開発等促進区	地区計画における再開発等促進区と同じです。
歴史的風致維持向上地区計画	歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、土地利用に関する基本方針を定め、歴史的風致に相応しい用途の建築物等の整備及び市街地の保全を総合的にを行います。
防災街区整備地区計画	火事、地震等の災害時における延焼防止、避難路確保のため必要な道路、建築物等を一体的かつ総合的に整備する必要がある場合に、公共施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図ります。
集落地区計画	市街化調整区域等の集落地域において、営農条件と調和のとれた良好な住居環境の確保と適正な土地利用を図るため公共施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定める。これに沿った市街化調整区域の開発行為は許可されます。

地区整備計画で定められる内容

①地区施設の配置及び規模

みなさんが利用する道路、公園、緑地、広場などを地区施設として定めて確保します。

②建築物やその他の敷地などの制限に関すること

ア. 建築物等の用途の制限

建築物の使い方を制限し、用途の混在を防ぎます。

イ. 容積率の最高限度又は最低限度

容積率を制限し、周囲に調和した土地の有効利用を進めます。

ウ. 建ぺい率の最高限度

庭やオープンスペースが十分にとれたゆとりのある町並みをつくります。

エ. 建築物の敷地面積の最低限度

狭小な敷地による住居環境の悪化を防止します。

オ. 建築面積の最低限度

ペンシルビルを防止し、共同化等による土地の高度利用を促進します。

カ. 壁面の位置の制限

道路や隣地への圧迫感をやわらげ、良好な外部空間をつくります。

キ. 壁面後退区域における工作物の設置の制限

地区の特性にふさわしくない工作物を制限し、まとまりのある町並みにします。

ク. 建築物等の高さの最高限度又は最低限度

まち並みの揃った景観の形成や土地の高度利用を促進します。

ケ. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

色や仕上げ、建築物のかたち・デザインを統一し、まとまりのある町並みにします。

コ. 建築物の緑化率の最低限度

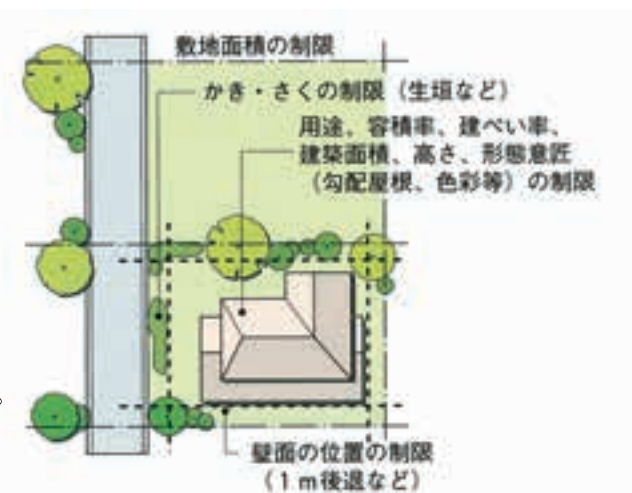
都市の緑化を推進し、良好な都市環境の形成を図ります。

サ. 垣又は柵の構造の制限

垣や柵の材料や形を決めます。生垣にして緑の多い町並みをつくります。

③その他、土地利用の制限

現存する樹林地、草地などの良い環境を守り、壊さないように制限することができます。



IV 都市施設

都市施設とは、道路、公園、下水道などの都市計画法第11条第1項各号に掲げる施設で、機能的な都市活動や良好な都市環境を維持するため必要不可欠な都市の骨格を構成するものです。これらは、相互の有機的連携を図るよう計画的に配置すべきものであり、都市計画において、このうち必要なものについて、種類、名称、位置及び区域等を定めており、こうして都市計画決定されたものを都市計画施設といいます。

1. 道路

都市における道路は、自動車、自転車、歩行者等の通行に供する「交通機能」や、都市の骨格や街区の外郭を形成し市街化を誘導する「市街地形成機能」、上下水道・ガス等の収容や通風・採光等を確保する「空間としての機能」、避難路・延焼防止等の「防災空間としての機能」など、様々な機能を持つ都市の最も基本的な施設です。

都市計画道路は、都市基盤整備の骨格となるもので、その機能により自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4つの種別に分けて都市計画決定されています。一般的には、都市の主要な道路網を形成する幹線街路が主な都市計画道路となっており、その他の道路は、都市の状況等により必要に応じて決定されます。

また、鉄道、バス、自動車等の交通手段相互の結節点である鉄道駅においては、幹線街路に付随して駅前広場が決定されています。

本市の都市計画道路網は、中心市街地と周辺都市を結ぶ放射道路と、放射道路相互を結び交通の分散を図る環状道路で構成される放射環状型になっています。

また、市内では名神高速道路、東海北陸自動車道、名古屋高速16号一宮線（名岐道路）が供用され広域的な高速交通体系が形成されています。

●都市計画道路進捗状況

(平成24年4月1日現在) [単位：m]

区分	決定機関	路線数	計画	完成	舗装済	改良済			未改良	
						用地済	築造済	小計	概成済	未施行
自動車専用道路	愛知県	1	4,890	4,890	0	0	0	0	0	0
幹線街路	愛知県	36	207,140	126,685	5,900	740	390	1,130	33,477	39,948
	一宮市	28	45,220	25,286	0	0	0	0	3,720	16,214
区画街路	〃	18	10,970	10,970	0	0	0	0	0	0
特殊街路	〃	1	700	700	0	0	0	0	0	0
%			100	62.7	2.2	0.3	0.1	0.4	13.8	20.9
合計		84	268,920	168,531	5,900	740	390	1,130	37,197	56,162
愛知県決定		37	212,030	131,575	5,900	740	390	1,130	33,477	39,948
一宮市決定		47	56,890	36,956	0	0	0	0	3,720	16,214



●都市計画道路の種別

自動車専用道路	高速性の確保、大量の交通量の処理のため計画される都市高速道路、都市間高速道路等もつばら自動車の交通の用に供する道路
幹線街路	都市内におけるまとまった交通需要に対応するとともに、都市の骨格を形成する道路である。幹線道路は多様な機能を有していることから、さらに次のように機能区分される。 ・主要幹線道路 ・都市幹線道路 ・補助幹線道路 なお、本市においては、骨格的都市幹線道路、地区幹線道路を独自に定義し、機能区分の細分化を図っている。 <small>※p11道路の段階構成の考え方 参照</small>
区画街路	近隣住区等の地区における街区を形成し、また沿道宅地へのサービスを目的として配置される道路
特殊街路	もっぱら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路（歩行者専用道、自転車道等）や都市モノレール等の交通の用の供する道路

2. 都市高速鉄道（連続立体交差事業）

鉄道は、安全で、速く、大量に交通を処理する代表的な公共交通機関であり、その目的により都市間鉄道と都市高速鉄道に区分されます。都市間鉄道は日本各地の都市と都市を結ぶ長距離輸送を担当し、一方、都市高速鉄道は、都市における通勤、通学等日常生活に伴って発生集中する交通を処理することを目的とするものです。

都市計画法に定められる都市高速鉄道には、鉄道の高架化等による連続立体交差事業に係わるものと、主として道路下を占有することになる地下鉄等があります。

本市において、中心市街地を南北に走る「JR東海道本線」、「名鉄名古屋本線」及び「名鉄尾西線」は、都市の発展に重要な役割を果たしてきました。

しかし、鉄道による東西市街地の分断は交通渋滞や踏切事故等を引き起こし都市内交通の大きな障害になるとともに、土地の有効利用を阻害し、市街地の一体的発展を妨げる等、様々な弊害を及ぼしてきました。そこで、これらの弊害を除去するため、鉄道3路線の高架化による連続立体交差事業（一宮鉄道高架事業）を実施することとなり、昭和54年4月、都市高速鉄道の都市計画決定（愛知県知事決定）を行い、昭和55年4月に国の事業認可を得て、愛知県が事業主体となり事業に着手しました。

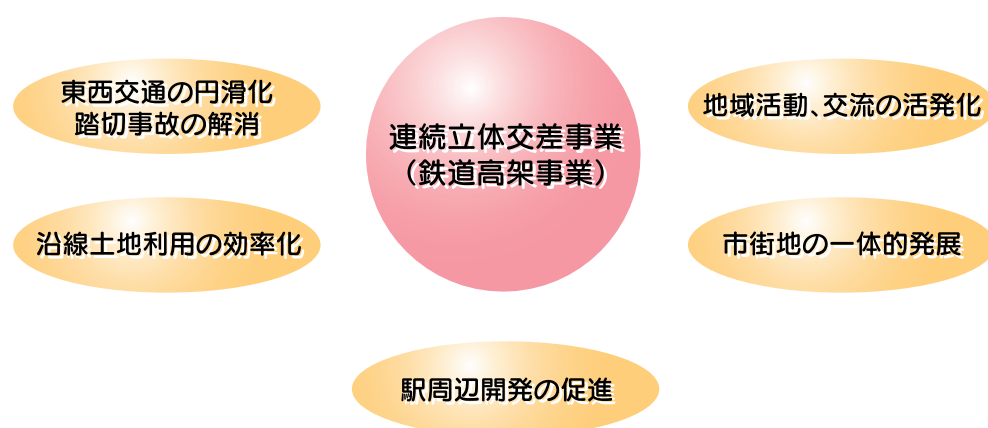
昭和55年7月の旧国鉄貨物跡地の軌道撤去作業を皮切りに工事が始まり、16年の歳月をかけて、平成8年3月、総延長約11.6kmに及ぶ3路線の高架化、関連する交差道路や側道の整備などの全事業が完了しました。

この高架事業の完成により、駅周辺の44箇所の踏切がなくなり、踏切事故や交通渋滞が解消し、東西交通の円滑化が図られました。

また、自転車駐車場、公園等的高架下利用や駅東地下駐車場、駅前広場、シンボルロード等の駅周辺整備が行われました。



●連続立体交差事業の効果



●事業の概要（一宮鉄道高架事業）

	JR東海道本線	名鉄名古屋本線	名鉄尾西線	計
事業延長	約3,970m	約3,810m	約3,840m	約11,620m
高架区間 主要駅	尾張一宮駅	名鉄一宮駅 妙興寺駅	名鉄一宮駅 西一宮駅	
工法	現線仮線方式 複線施工	仮線方式 複線施工	仮線方式 単線施工	
除却踏切数	9	17	18	44
交差箇所数	30	29	31	90
概算事業費	約225億円	約348億円		約573億円
事業年度	昭和55年度～平成7年度			

※現線仮線方式：従来の平面鉄道敷をそのまま仮線扱いとして、隣地など別敷地に高架橋を建設する方式
 ※仮線方式：従来の平面鉄道敷に高架橋を建設するため、一時的に隣接地などに仮線を敷設する方式

3. 公園・緑地

ゆとりとるおいのある豊かな市民生活の実現のために、公園・緑地をはじめとする緑のオープンスペースの担う役割は極めて重要です。

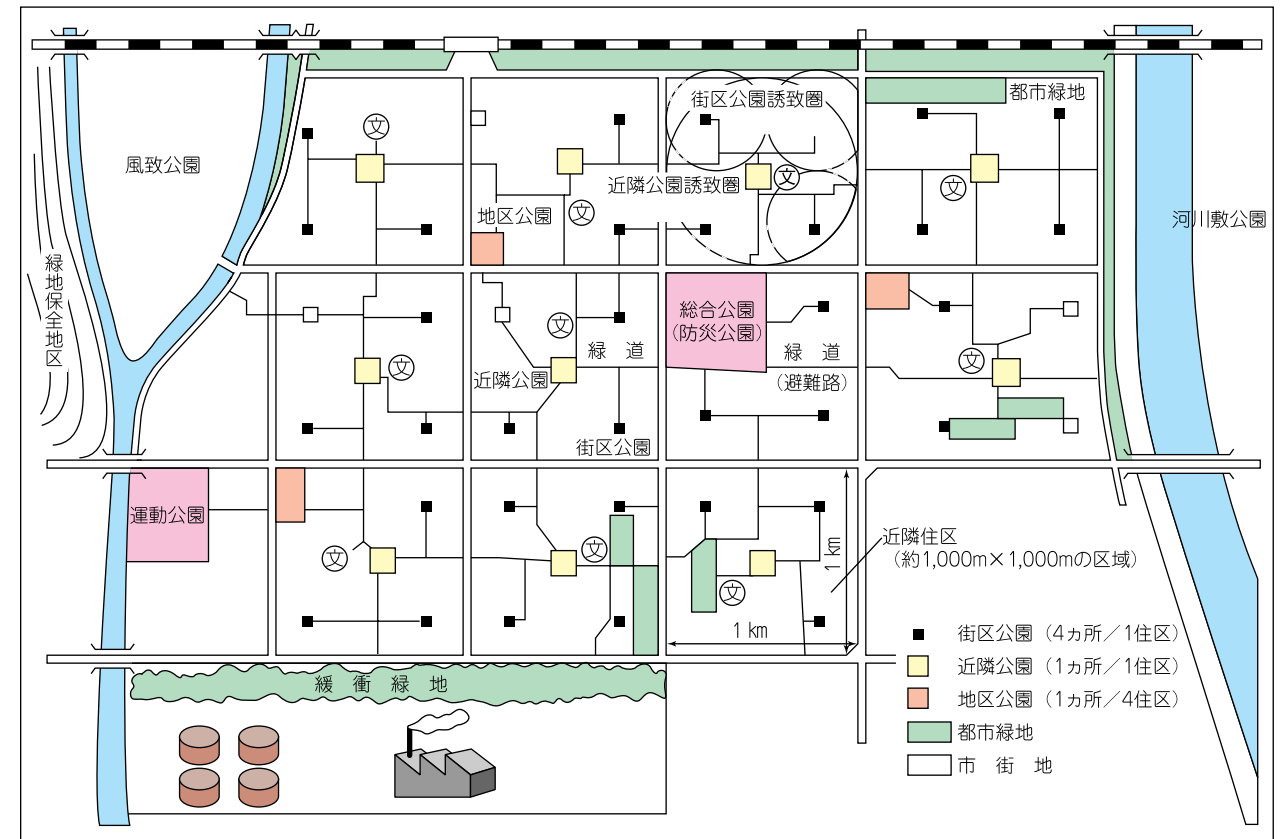
公園・緑地は、余暇時間の増大、高齢化の進展、市民意識の多様化を背景に、スポーツ・レクリエーション活動や創造的な文化活動等へのニーズが高まっているなかで、市民の憩いの場、子供たちの遊びの場としてだけでなく、健康の維持増進、快適な都市環境の保全、災害時の避難地等の様々な機能を果たしています。

本市では、戦前に既設の3公園ありましたが、昭和22年5月27日、戦災復興院告示74号にて、橋呑公園外10公園が都市計画決定され、以後、追加変更や尾西市、木曾川町との合併を経て、平成24年3月31日現在、都市計画公園は102箇所約775.13ha（国営木曾三川公園尾張緑地約638.90haを含む）が都市計画決定されています。その内、約176.77ha（国営木曾三川公園尾張緑地約49.73haを含む）が供用されています。

今後も、環境の保全育成、市民のレクリエーションニーズに応じた施設配置、都市防災機能の向上、個性とるおいのある都市景観の形成などを進める必要があります。そのため、市民が日常的に利用できる身近な公園として、街区公園等の住区基幹公園の整備促進を図るとともに、スポーツ、休養、鑑賞、憩い等の様々な拠点として、国営木曾三川公園三派川地区センター（138タワーパーク）、光明寺公園、大野極楽寺公園などの大規模公園を含めた、水辺環境と一体的な緑地ゾーンを形成する一宮市の骨格的な緑地である木曾川沿い約17.9kmの公園緑地の整備を推進します。

また、公園の整備にあたっては、高齢化の進展等に応じ、高齢者・障害者を含む全ての人々が快適に利用できるよう、公園施設のバリアフリー化に努めていきます。

●都市公園等の配置模式図



●一宮市の都市公園等の種類

種類	種別	内容
基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1地区当たり1箇所面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村に置ける特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
	都市基幹公園	総合公園 都市住民全般の休息、観賞、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。 運動公園 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園等特殊な公園でその目的に即し配置する。	
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を行うことを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するよう設けられた植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	
国営公園	主として一の都道府県の区域を越えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。	

※都市公園等には、その他、大規模公園、都市緑地などがあります。



木曾川沿川緑地



五城公園



大野極楽寺公園

4. 駐車場

自動車交通がふくそうする中心市街地における路上駐車は、道路交通を著しく妨げ交通混雑を引き起こすとともに、緊急車両の通行を妨害し、交通事故の原因となるなど、都市機能、都市環境を大きく阻害する要因となっています。

そのため、駐車対策の確立と計画的な駐車施設整備を図ることが重要な課題となっており、駐車場整備地区の指定等とともに、公共性の高い都市交通施設として、基幹的で恒久的な自動車駐車場の確保を図る必要があります。

本市においては、一宮駅周辺の路上駐車や駐車需要に対処し、都市交通の円滑化を図るため、昭和48年4月に「銀座通公共駐車場」を都市計画決定し、昭和50年11月から供用しています。

また、平成8年2月には、新たに都市計画駐車場として「一宮駅東地下駐車場」を追加決定し、平成11年4月から供用しています。



●都市計画駐車場の概要

名 称	面 積	構 造	備 考
銀座通公共駐車場	0.45ha	地下1階1層	駐車場104台 出入口各1箇所
一宮駅東地下駐車場	0.68ha	地下1階1層	駐車台数150台 出入口各1箇所

※銀座通公共駐車場と一宮駅東地下駐車場は、一体的な利用が図られています。

5. 下水道

私達の町と暮らしを守るために、下水道は重要な役割を担っています。

下水道が完備されると

きれいな町……………環境保全

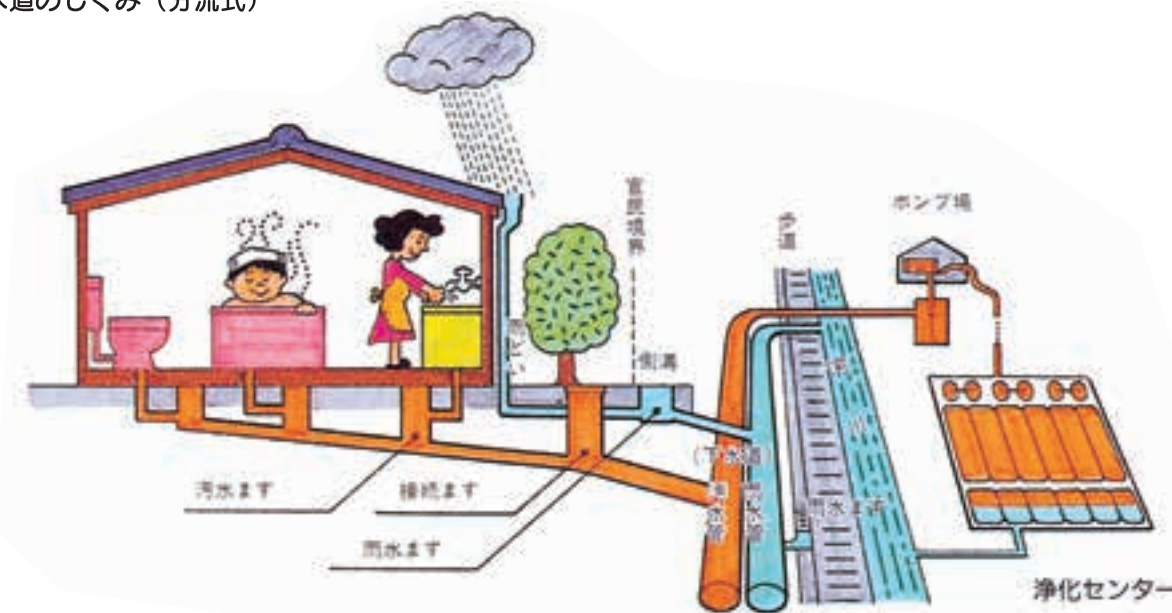
さわやかな生活……………水洗トイレ化

安全な町……………浸水防止

が確保されるとともに、「川、海の水質保全」が達成されます。

下水道の施設は、管渠・ポンプ場・浄化センター（終末処理場）から構成され、また、下水（雨水及び汚水）の排除方式としては、雨水と汚水を別々の管渠で排水する「分流式」と、同一の管で排除する「合流式」があり、本市の計画区域のうち市中心部は合流式で、その他の区域については分流式で実施しています。

●下水道のしくみ（分流式）



下水道には、大別すると、公共下水道・流域下水道の2種類があります。

1. 公共下水道

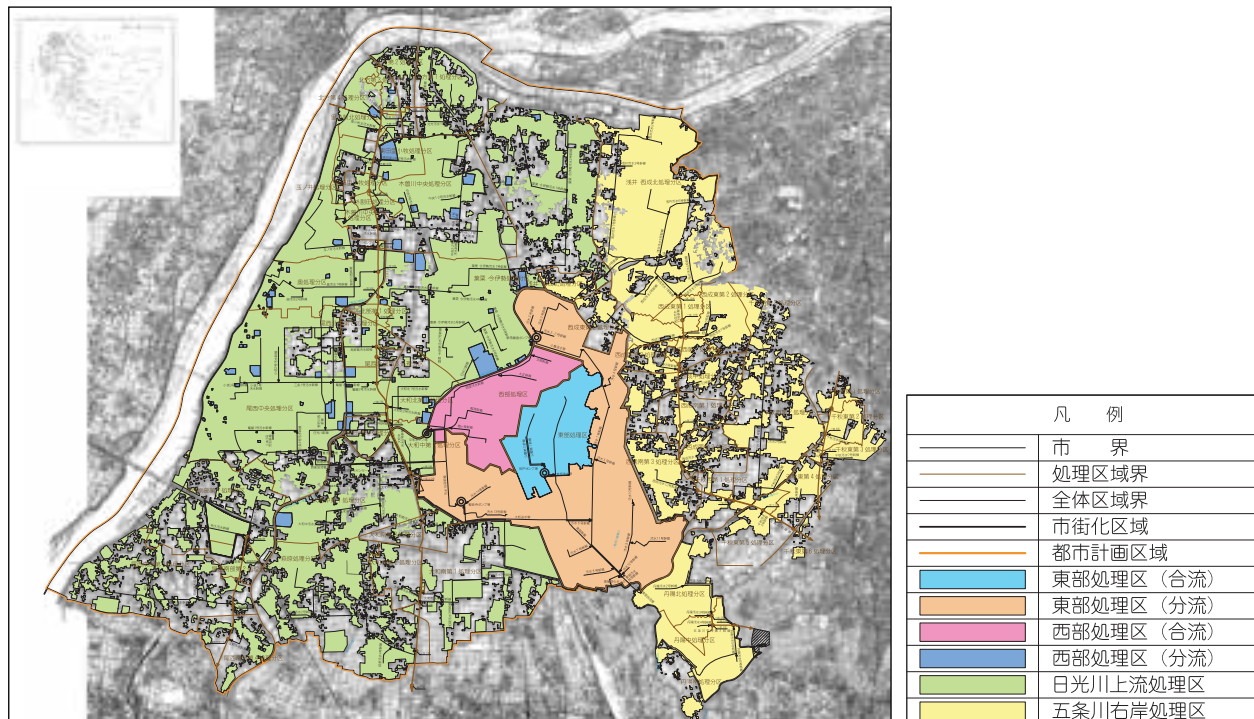
下水道で、最も中心的な役割を果たしているものが公共下水道であり、一つの市町村で整備し終末処理場を有する「単独公共下水道」と流域下水道に接続する「流域関連公共下水道」とに区別され、この他には、特定の事業活動のために利用される「特定公共下水道」、農山漁村の集落や自然保護を必要とする区域で実施する「特定環境保全公共下水道」があります。

本市においては、単独公共下水道、流域関連公共下水道の2事業で整備をしています。この進捗状況は別添のとおりであり、公共用水域の水質保全に寄与しています。

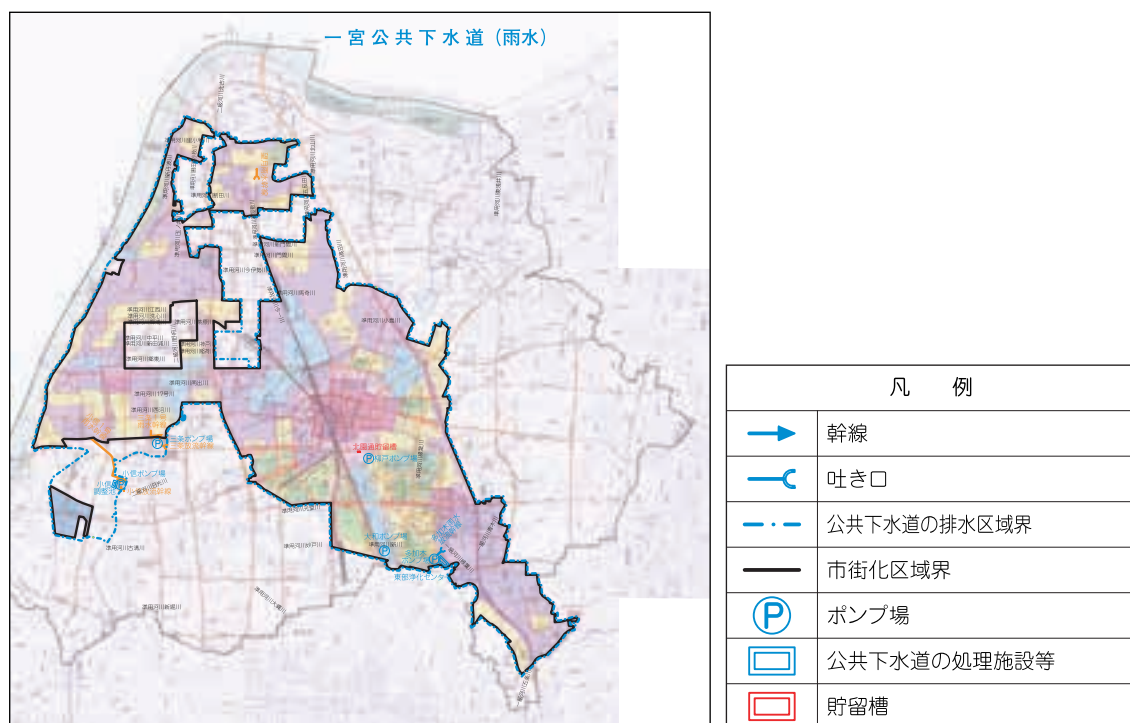
2. 流域下水道

2以上の市町村の下水を受けて排除、処理するため、県事業で実施されるもので、本市においては、日光川上流及び五条川右岸流域下水道が既に事業に着手されており流域関連公共下水道の進捗と共に、供用区域の拡大を目指しています。

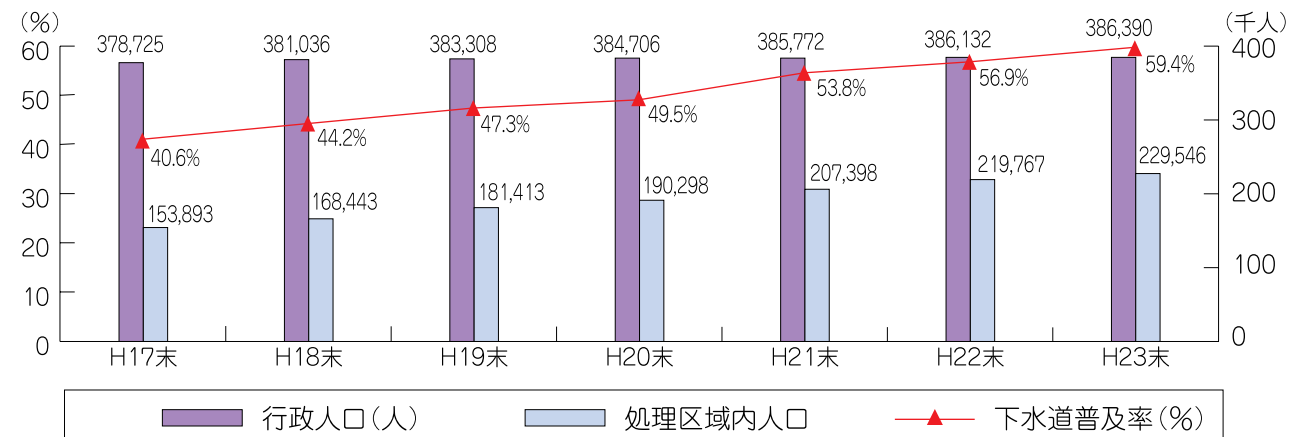
●公共下水道事業計画図（污水図）



●公共下水道事業計画図（雨水図）



●下水道人口普及率の推移



●事業計画の進捗状況（污水管渠）

(平成24年3月末現在)

事業種別	処理区名	都市計画決定面積 (ha)	事業認可面積 (ha)	整備済面積 (ha)	その他
単独公共下水道	東部処理区	1,237	1,196	1,182	
	西部処理区	433	433	433	
日光川上流流域関連公共下水道	日光川上流処理区	3,764	2,416	1,835	
五条川右岸流域関連公共下水道	五条川右岸処理区	1,962	970	378	
計		7,396	5,015	3,828	

●事業計画の進捗状況（雨水管渠）

(平成24年3月末現在)

事業種別	都市計画決定面積 (ha)	事業認可面積 (ha)	整備済面積 (ha)	その他
単独公共下水道	1,526	1,366	570	
日光川上流流域関連公共下水道	2,349	187	181	
五条川右岸流域関連公共下水道	288	-	-	
計	4,163	1,553	751	

●事業計画の進捗状況（その他の施設）

(平成25年2月末現在)

内 訳	位 置	備 考
多加木ポンプ場	一宮市丹陽町外崎字遠場並びに多加木5丁目地内	雨水ポンプ場・計画施設
大和ポンプ場	一宮市大和町妙興寺字天神地内	雨水ポンプ場・計画施設
常願通ポンプ場	一宮市常願通一丁目地内	汚水ポンプ場
観音寺ポンプ場	一宮市観音寺一丁目地内	汚水ポンプ場
柳戸ポンプ場	一宮市柳戸町一丁目地内	雨・汚水ポンプ場
平和ポンプ場	一宮市平和三丁目地内	汚水ポンプ場
三条ポンプ場	一宮市西五城字板倉前西切並びに三条字郷内西及び字古川地内	雨水ポンプ場
小信ポンプ場	一宮市西萩原字葎山地内	雨水ポンプ場
板倉ポンプ場	一宮市西五城字板倉前西切地内	汚水ポンプ場
木曾川ポンプ場	一宮市木曾川町三ツ法寺字宮西地内	汚水ポンプ場
東部浄化センター	一宮市丹陽町外崎字遠場並びに多加木5丁目地内	処理場
西部浄化センター	一宮市萩原町花井方字宮前通、字乾出、字古川新田北ノ切、字古川新田南ノ切、字梧広辻及び字西天神並びに朝宮字芦山地内	処理場
小信調整池	一宮市西萩原字葎山地内	雨水調整池
北園通貯留槽	一宮市公園通四丁目地内	貯留槽

V 市街地開発事業

一般的に、道路、公園、下水道等の都市施設の整備は、地区の状況や必要性等により点や線で整備が進められています。一方、宅地開発は、宅地需要により土地利用規制による規制・誘導を受けながら、徐々に行われていきます。

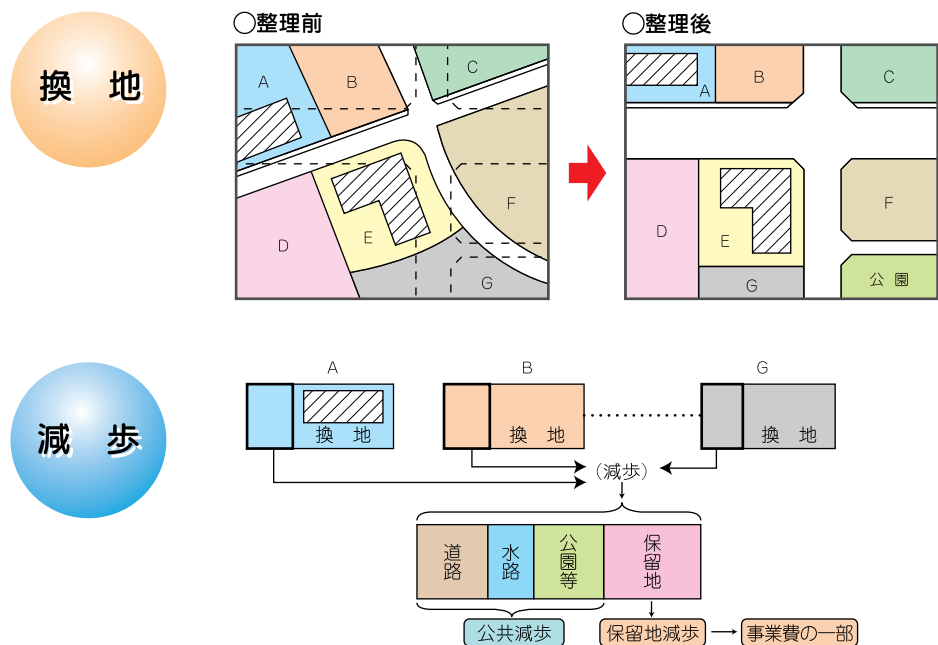
これに対して、土地区画整理事業等の市街地開発事業は、面的に都市施設の整備と宅地の開発を進め、一体的に市街地を整備していくため、計画的で効率的なまちづくりを行うことができる整備手法です。

1. 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園等の公共施設の未整備な市街地等において、土地の減歩や換地（土地の再配置）という特徴あるしくみにより、公共施設を整備するとともに、宅地の利用増進を図る事業であり、健全な市街地を形成する上で有効かつ最良の事業手法であることから「都市計画の母」とも呼ばれています。

換地 個々の宅地の位置、面積、環境、利用状況等を考慮して、土地利用がしやすいように宅地の再配置を行います。このように、もとの宅地に対して新しく置き換えられた宅地を換地といいます。

減歩 地区内に新たに必要となる道路、公園、水路等の公共用地や事業費の一部に充てるための保留地は、地区内の土地所有者から少しずつ負担していただくことによっても生まれます。これを減歩といいます。この減歩は、一律でなく整理前・整理後の個々の宅地の面積や位置、利用状況等の条件によって定められます。



本市においては、土地区画整理事業により市街地整備を進めており、現在、施行済、施行中の区域は、14地区、約1,111haで、市街化区域面積（3,802ha）の約29%になっています。

土地区画整理事業の施行者は、地区の状況等により、個人、組合、地方公共団体等になりますが、本市においては、昭和21年、戦災にあった市街地において、愛知県知事の施行により着手した一宮復興土地区画整理事業（第1工区）及び同（第2工区）が最初の土地区画整理事業となります。その後、市施行として、西部地区、西部第2地区、東部地区、丹陽西地区、森本地区及び印田第1地区の事業が完了しました。

また、組合施行では、平島地区、吾鬘地区、三ツ井地区、多加木地区、猿海道地区の事業が完了し、伝法寺地区が施行中となっています。

今後も、土地区画整理事業により市街地整備を順次進めていく方針です。

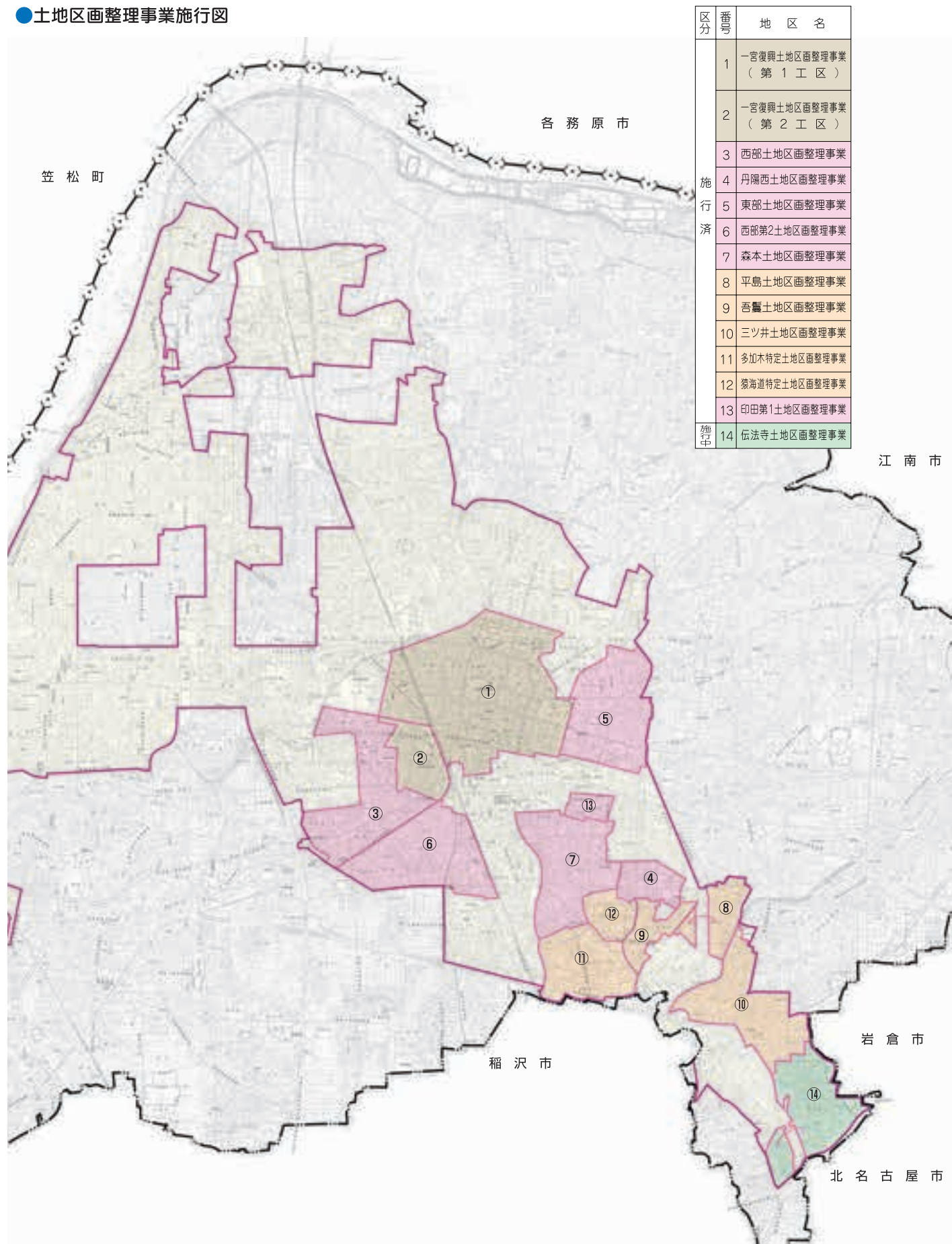


●土地区画整理事業施行一覧表

(平成25年2月末現在)

名称	面積 (ha)	都市計画決定(当初)	施行年度	減歩率 (%)	施行者
一宮復興土地区画整理事業(第1工区)	259.5	S21. 8.20	S22~S48	19.36	県知事
一宮復興土地区画整理事業(第2工区)	40.5	S21. 8.20	S22~S51	14.54	県知事
西部地区画整理事業	114.9	S29. 6.11	S31~S44	24.69	市
西部第2土地区画整理事業	109.9	S36. 9.26	S38~S54	25.64	市
東部土地区画整理事業	105.1	S39. 3.28	S40~S49	23.69	市
丹陽西土地区画整理事業	30.2	S42.12.15	S43~S46	37.03	市
平島土地区画整理事業	33.7		S47~S51	29.59	組合
森本土地区画整理事業	98.3	S46.11.24	S47~H4	29.50	市
三ツ井土地区画整理事業	91.3		S49~H8	30.62	組合
吾鬘土地区画整理事業	27.3		S51~S56	33.69	組合
多加木特定土地区画整理事業	71.4	S54. 3.23	S54~H10	29.69	組合
猿海道特定土地区画整理事業	24.8	S59. 9.26	S60~H17	28.87	組合
印田第1土地区画整理事業	14.5	S60. 2.13	S61~H19	20.31	市
伝法寺土地区画整理事業	89.4	H 2. 12. 5	H 4~H26	29.62	組合

● 土地区画整理事業施行図



2. 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の老朽化した木造建築物が密集し防災性の低下した地区や、土地が細分化され公共施設も不足して生活環境が悪化した既成市街地などにおいて、敷地の共同利用により高層の耐火建築物を建設し、街路、公園、広場等の公共施設の一体的整備により、オープンスペースを確保した安全で快適な街をつくる立体的な整備事業です。

本市の都心地区は、戦災復興土地区画整理事業により街路、公園、広場等の公共施設の整備がされてきましたが、一宮駅周辺の中心市街地における活力の低下が大きな問題となっています。

今後は、一宮市尾張一宮駅前ビル (i-ビル) のオープンを契機として、商業の活性化、都市機能の強化を図っていくとともに、都市再開発法に基づく市街地再開発事業だけでなく、民間の再開発などによる土地の高度利用、街なか居住を促進する等、官民一体となって尾張の中核都市の中心市街地にふさわしい賑わいと交流の創出に努めていきます。

● 一宮市尾張一宮駅前ビル (i-ビル)



VI 快適でうるおいのあるまちづくり

(一宮の都市計画(平成19年3月版)より)

近年の人々のニーズが量から質へ、物質面から精神面へと変化し、生活にうるおいをもたらす景観整備、緑化推進などの魅力的なまちづくりや周辺地域との交流を促進する広域的なネットワークの形成なども都市計画の重要な課題となっており、快適でうるおいのあるまちづくりを今後も推進していきます。

1. 一宮市の顔づくり

一宮駅周辺の整備

一宮駅周辺は、南北に縦断する鉄道の高架化(連続立体交差事業)に伴い、東西駅前広場を結ぶ自由通路(コンコース)の開設や伝馬通り・八幡通りなど東西をつなぐ道路の整備等、東西交通の円滑化が図られるとともに、駅東地下駐車場の整備や東西駅前広場の整備などにより、当該地区の交通拠点、商業拠点としての都市機能の強化を進めています。

また、尾張一宮駅前に位置する銀座通りは、本市を訪れる人々に一望される玄関口であるとともに、市民のふれあいの場であることから、誰にも親しまれ、ファッション交流都市を印象づける魅力的な顔づくりを目指して、シンボルロードとしての整備や都市景観形成地区の指定を行っており、東西駅前広場とともに「一宮の顔」にふさわしい都市景観の形成に努めています。

38万都市の顔となる駅前にふさわしい駅ビルを、駅の利便性を活かし、多種多様な世代・主体が交流できる機能性の高い、景観に配慮した新駅ビルの建設の検討を進めています。

●尾張一宮駅と駅前広場周辺



●駅前広場の整備

鉄道の高架化に伴い、駅は高架下へ移動し、コンコース等も新しく整備されて、駅周辺の東西交通もすぶる円滑になりました。これに併せ、市の顔となる東西駅前広場の改築を行いました。この駅前広場は、人が安全に通行できるだけでなく、銀座通りと一体となって憩い集うことのできる空間となるよう整備されました。



●シンボルロード整備事業

駅前広場から本町通へと続く銀座通りをシンボルロードとして整備しました。

「立ち寄り空間の創造―遊び心に満ちた広場型プロムナードの形成―」をデザインテーマにうるおいと憩いある豊かな歩行空間を確保するため歩道幅員を広げ、ファニチャー類や樹木を配置し、水のせせらぎをつくってゆとりあるプロムナードを演出しました。

ロータリー部分には、電光表示板を備えたモニュメント「光る星」を設置し、情報発信基地としての役割を果たすべく日々市政ニュース等を流しています。

また、地場産業である織物をイメージして舗装材を格子柄に配置し、七夕まつりをモチーフとした星空のデザインパネルを埋め込みました。

沿道においては、住民の方々が「まちづくり協定」を締結し、景観に配慮した街並づくりを進め、官民一体で地域全体の調和のとれたやすらぎとファッション性のあるまちづくりを目指しています。



JR木曾川駅周辺の整備

JR木曾川駅周辺は、駅前や踏切内で人や自転車が車と交錯し危険な交通環境となっていました。駅周辺整備では、東西駅前広場の新設、広場を結ぶ東西自由通路の建設及び駅舎の橋上化により、東西両方向からの駅利用と踏切を渡らず東西地域の往来が可能となります。また、自転車駐車場も整備し、駅利用の利便性の向上と快適で安全な駅周辺の交通環境を創出します。

なお、自由通路・橋上駅舎は、この地域が繊維産業で発展してきた町でもあり、機織工場の「のこぎり屋根」をモチーフとした歴史的風情と現代的要素を取り入れた外観とし、都市景観の形成にも努めています。



国営木曽三川公園（三派川地区センターとツインアーチ138）

(1) 三派川地区センター（138タワーパーク）

中部圏を南北に縦断する木曾・長良・揖斐川の3つの流れは、古くより当地域に大きな恵みをもたらし、一方、進展する都市化に伴い、大切な自然が失われつつあるといった状況の中で、緑豊かな余暇環境の整備が求められてきました。

そこで、21世紀の私たちの暮らしをより豊かにひろげることを目標に、この木曾川を取り囲むように総延長107km、計画面積約1万haにも及ぶ、豊かな自然環境を活用した国内最大の国営公園が「国営木曽三川公園」で、地域の特性によって、「三派川地区」「中央水郷地区」「河口地区」の三区にわかれています。

「三派川地区」は木曾川が南北に分かれ三つの流れとなる地区で、その河川敷には多くの自然が残されています。本市においては、この地区の管理・運営機能をもった三派川地区センター（138タワーパーク）が計画され、地区のランドマーク「ツインアーチ138」、4,000株のバラ花壇「ローズストリーム」、皇太子殿下御成婚の記念モニュメント「比翼」、「セントルイスゲート」、「ピサニの迷路」、「野外ステージ」、「大芝生広場」、自然豊かな木立の中にあるオアシス「やすらぎの池」、「フワフワドーム」、様々な体験活動や自然とのふれあい・学びをサポートする自然体験施設を備えた「もくもくパラダイス」など合わせて20.4haが、水と緑にあふれる憩いのスペースとしてオープンしています。

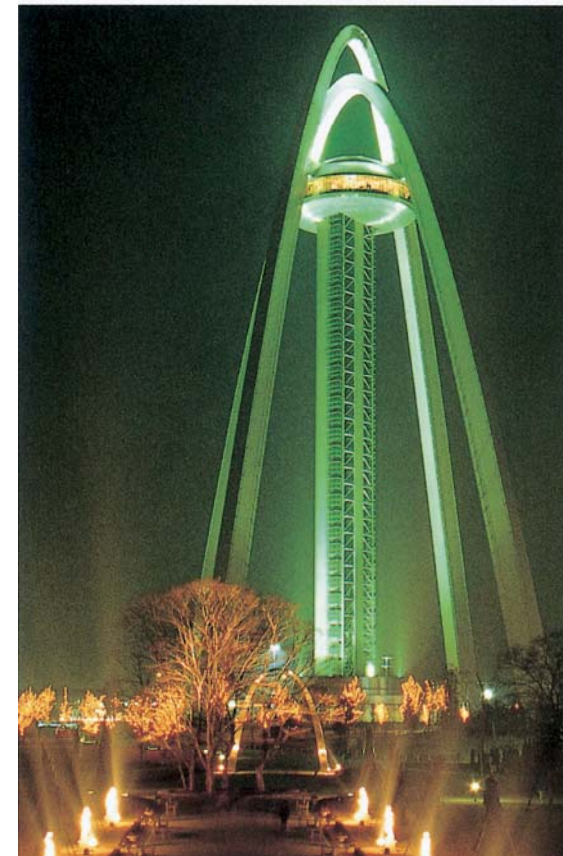


（一宮の都市計画（平成19年3月版）より）

(2) ツインアーチ138

高さの異なる2本の双曲線アーチと、中央のエレベーターシャフトが、“木曾川の雄大な流れ”をイメージして設計され、アーチタワーとして東洋一を誇る高さは、平安時代に尾張の総鎮府として真清田神社が「一の宮」に定められたことに由来した、市名の一宮（イチノミヤ）にちなみ、138mに決定しました。

地上100mの高さには展望ビューッフェを備えた、開放感あふれる直径25mの円形展望ホールがあり、木曾川の雄大な流れや本市の市街地はもちろん、濃尾平野が一望できるランドマークとして熱い視線を集めています。



2. 緑の環境づくり

市民が、日常生活のなかで自然とふれあい、季節の移り変わりを感ずることのできる緑の環境を、様々な場所に様々な形で創り育てていくことが、豊かな感性を育み、うるおいのある生活を営むうえで重要です。

そこで、「季節にふれあい、笑顔にあふれた、緑の都市づくり」を目標に、市街地のなかの身近な緑地環境として、公園緑地の整備とともに、河川、道路、公共施設等の緑化や、市民農園等の農地の保全など、総合的な緑地づくりにより、日常生活のなかで季節にふれあうことのできる環境づくりを進めていきます。



平成9年



平成19年



●「市民の森」植樹祭

「水と緑とひととの調和した潤いのあるまち」づくりのため、一宮市では、自然を積極的に活用し、自然との調和の中に潤いを感じられる都市基盤の整備を進めています。

平成9年5月、「一宮から地球の森へ」をテーマに、21世紀を担う子供たちや市民により、地球環境を考え将来にわたって市民の憩いの場としての、そして、その森の育成の喜びを分かち合う「市民の森」づくり植樹祭を行いました。

(約4,000人が参加して、在来種の苗木約39,000本を植樹しました。)



木曾川緑地公園(玉ノ井地区)



萬葉公園高松分園



大江川緑道

3. 快適なふれあい空間の整備

中心市街地などにおいては、面的整備が着実に進み、機能的で整然としたまちが形成される反面、田園風景などの緑化空間や水辺空間が減少しています。水と緑といった自然とふれあうことは人間の根本的要求であるため、こうした空間の保全、創出することは、まちづくりの重要な課題です。

また、従来、身近なコミュニティの場であり、遊び語らいの場であった「みち」の機能を取り戻すため、憩い集うことのできる空間の整備も大変重要です。

そのため、本市では、駅前広場やシンボルロードの他、多加木緑道、大江川緑道、尾西緑道、幹線道路の歩道整備など、快適なふれあい空間の形成を進めています。



●多加木緑道

「ふれあいのみち多加木緑道」は、幅員20m、延長約700mあり、一宮多加木特定土地区画整理事業の一環として整備されました。この緑道は、北から「出会いの広場」「壁画のある坂道」「流れる散歩道」「ブリッジ」「噴水の広場」の5つのゾーンに分かれており、モニュメントやフロンズ像、四阿（あずまや）等が設置されています。通勤、通学、散策道としてだけでなく、人々が寄り合い、語り合うコミュニティの場として広く利用されています。



●大江川緑道

市街地を流れる大江川の両岸に位置し、約300本ものソメイヨシノの並木が続く桜の名所で、四阿、トイレ、水飲み場なども設置され、市民の憩いの場となるよう整備されました。



●尾西緑道

宮田用水奥村井筋の上部を利用した緑道で、モニュメントや「せせらぎ」などを設置し、緑と水を生かした魅力ある緑道空間となるよう整備されました。この緑道では、桜の時期には地域の桜祭りが開催されるなど市民の憩いの場となっています。



●一宮春日井線

この道路は、市の南部を東西に走る幹線道路で、沿道には多くの店舗、事務所等が立地しています。沿道には勤労福祉会館、溜水プールなどもあり、多くの人々が集う空間として、緑の多い快適な歩行空間の整備を行っています。



4. 未来に向けたみちづくり

近年、社会経済活動は広域化しており、移動時の「高速性」「快適性」「確実性」に対するニーズは強く、国土レベルの高速自動車国道やその他の自動車専用道路による広域的なネットワークの形成は、都市の発展に不可欠なものとなっています。

市内では、平成17年2月に名岐道路が一部開通し、名神高速道路・東海北陸自動車道と共に広域的交流の促進、産業、経済の振興などに果たす役割への大きな期待とともに、これを契機に、活力ある都市づくりの推進を図っていきます。



●東海北陸自動車道

東海北陸自動車道は、起点である一宮市から終点の富山県小矢部市までの名神高速道路と北陸自動車道を連結する延長185kmの高速自動車国道で、日本海側と太平洋側が結ばれて中部が一体化し、国内交流はもとより国際交流が活発化することを待ち望まれています。

昭和69年5月に実施計画が認可され、平成9年3月24日、待望しい一宮木曾川インターチェンジの供用により愛知県から奥美濃地方への玄関口が開かれ、平成10年12月13日には一宮ジャンクションにおいて、名神高速道路に接続され、愛知県内全てが供用しました。

また、将来は一宮西港道路により東名阪自動車道や伊勢湾岸道路とつながり、第二東名・名神高速道路に接続され一大高速ネットワークが形成されるとともに、中部国際空港のアクセス道路としても大きな期待が寄せられています。

●広域的ネットワーク図（一宮の都市計画（平成19年3月版）より）



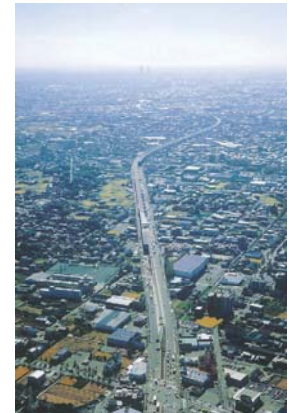
凡例

高速自動車国道	調査中(予定路線及び基本計画)
高規格幹線道路	事業中(整備計画)
一般国道の自動車専用道路	供用区間
地域高規格道路	調査中(基本計画)
	事業中(着工準備含む)
	供用区間
	調査中
	事業中
	供用区間

※()IC-JCTは仮称
 ※上記は、今後の道路整備のマスタープランであり具体的な路線のルート、位置などを規定するものではありません。
 ※H19.1月現在

●名岐道路

名岐道路は、一宮・岐阜方面と名古屋を結び、名神高速道路・東名阪自動車道・名古屋都市高速道路等と一体となって、広域都市圏の社会経済活動を支えることを目的とした自動車専用道路です。東名阪自動車道の清洲JCT（西春日井郡新川町）から一宮市浅野の区間を、平成8年11月に都市計画決定し、平成9年12月に事業認可され、平成17年に開通しました。



参考資料

1 土地利用

- 1 市街化区域及び市街化調整区域 ①
- 2 用途地域 ①
- 3 防火地域・準防火地域 ③
- 4 駐車場整備地区 ③
- 5 生産緑地地区 ③
- 6 特別用途地区 ⑤
- 7 地区計画等 ⑤

2 都市施設

- 1 都市計画道路 ⑥
- 2 都市計画通路 ⑨
- 3 一宮鉄道高架事業の経緯 ⑨
- 4 都市計画公園等の種類 ⑩
- 5 都市計画公園等 ⑪
- 6 都市計画駐車場 ⑭
- 7 下水道の変遷 ⑭
- 8 下水道の計画決定状況 ⑭

3 市街地開発事業

- 1 土地区画整理事業一覧表 ⑮

4 その他資料

- 1 一宮市沿革図 ⑯
- 2 都市計画法の体系 ⑱
- 3 市街化区域、市街化調整区域及び用途地域の変遷 ⑳

(※都市計画決定の面積や延長等は、概ねの数字のため、約〇〇ha、約〇〇m等となっていますが、表現上"約"は省略してあります。)

1 土地利用

1. 市街化区域及び市街化調整区域

都市計画区域名称	区域面積 (ha)	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)
尾張	11,391 (100.0%)	3,802 (33.4%)	7,589 (66.6%)
	48,913 (100.0%)	15,274 (31.2%)	33,639 (68.8%)

※上段は一宮市、下段は尾張都市計画区域

(市街化区域及び市街化調整区域の変遷)

都市計画決定年月日 告示番号		区域面積 (ha)	市街化区域 (ha)	市街化調整 区域 (ha)	備考
昭和45年11月24日 愛知県告示第911号	旧一宮市	7,896	2,580	5,316	当初決定
	旧尾西市	2,261	730	1,531	
	旧木曾川町	950	440	510	
	合計(尾張西部都市計画区域)	11,107	3,750	7,357	
昭和54年3月2日 愛知県告示第190号	旧一宮市	7,896	2,585	5,311	第1回総見直し 旧一宮市多加木地区約5haを 市街化区域に編入
	旧尾西市	2,261	730	1,531	
	旧木曾川町	950	440	510	
	合計(尾張西部都市計画区域)	11,107	3,755	7,352	
昭和59年2月22日 愛知県告示第149号	旧一宮市	7,896	2,585	5,311	第2回総見直し 旧木曾川町5地区約53haを 市街化区域に編入
	旧尾西市	2,261	730	1,531	
	旧木曾川町	950	494	456	
	合計(尾張西部都市計画区域)	11,107	3,809	7,298	
平成3年9月4日 愛知県告示第817号	旧一宮市	7,896	2,585	5,311	第3回総見直し 区域変更なし
	旧尾西市	2,261	730	1,531	
	旧木曾川町	950	494	456	
	合計(尾張西部都市計画区域)	11,107	3,809	7,298	
平成4年12月4日 愛知県告示第1127号	旧一宮市	7,896	2,585	5,311	旧尾西市明地地区 約7haを市街化調整区域に 編入
	旧尾西市	2,261	723	1,538	
	旧木曾川町	950	494	456	
	合計(尾張西部都市計画区域)	11,107	3,802	7,305	
平成13年5月15日 愛知県告示第404号	旧一宮市	8,239	2,585	5,654	第4回総見直し 旧木曾川町里小牧地区0.2ha 玉ノ井地区0.034haを市街化 区域に編入
	旧尾西市	2,201	723	1,478	
	旧木曾川町	951	494	457	
	合計(尾張西部都市計画区域)	11,391	3,802	7,589	
平成17年4月1日 2市1町合併	一宮市	11,391	3,802	7,589	旧一宮市、旧尾西市、 旧木曾川町の合併
	尾張西部都市計画区域	11,391	3,802	7,589	
平成22年12月24日 愛知県告示第749号	一宮市	11,391	3,802	7,589	第5回総見直し 都市計画区域名変更 区域変更なし
	尾張都市計画区域	48,913	15,274	33,639	

(注) 国土地理院の面積調査によって、一宮市の行政面積は平成元年に8,236ha、平成6年には8,239haに訂正されました。その結果を受けて県内で調整がなされ、平成13年の愛知県告示により尾張西部都市計画区域の面積が変更されました。

2. 用途地域

種類	面積 (ha)	割合 (%)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	摘要
第一種低層住居専用地域	54	1.4	100	60	建築物の高さ制限10m
第一種中高層住居専用地域	208	5.5	150 (200)	60	()内は木曾川地区内 約46ha
第一種住居地域	1,010	26.6	200	60	
第二種住居地域	43	1.1	200	60	
準住居地域	53	1.4	200	60	
近隣商業地域	206	5.4	200	80	
商業地域	204	5.4	400 (600)	80	()内は尾張一宮駅前 約4ha
準工業地域	1,615	42.5	200	60	
工業地域	363	9.5	200	60	
工業専用地域	46	1.2	200	60	
合計	3,802	100			

(用途地域の変遷)

都市計画決定年月日 告示番号		第一種 住居専用 地域	第二種 住居専用 地域	住居 地域			近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域	合計 (ha)	備考
昭和48年1月19日 愛知県告示第39号	旧一宮市	53	60	737			140	185	1,134	271		2,580	現行法当初決定
	旧尾西市			298			12	15	258	90	57	730	
	旧木曾川町			158			1	3	265	13		440	
	合計	53	60	1,193			153	203	1,657	374	57	3,750	
昭和54年3月2日 愛知県告示第200号	旧一宮市	53	60	737			140	185	1,134	276		2,585	旧一宮市多加木地区 約5haを変更
	旧尾西市			298			12	15	258	90	57	730	
	旧木曾川町			158			1	3	265	13		440	
	合計	53	60	1,193			153	203	1,657	379	57	3,755	
昭和55年4月7日 愛知県告示第390号	旧一宮市	55	162	633			140	185	1,134	276		2,585	旧一宮市18地区 約167haを変更
	旧尾西市			298			12	15	258	90	57	730	
	旧木曾川町			158			1	3	265	13		440	
	合計	55	162	1,089			153	203	1,657	379	57	3,755	
昭和59年2月22日 愛知県告示第149号	旧一宮市	55	162	633			140	185	1,134	276		2,585	旧木曾川町5地区 約53haを変更
	旧尾西市			298			12	15	258	90	57	730	
	旧木曾川町		46	166			1	3	265	13		494	
	合計	55	208	1,097			153	203	1,657	379	57	3,809	
平成4年12月4日 愛知県告示第1128号	旧一宮市	55	162	633			140	185	1,134	276		2,585	旧尾西市明地地区 約7haを変更
	旧尾西市			298			12	15	258	90	50	723	
	旧木曾川町		46	166			1	3	265	13		494	
	合計	55	208	1,097			153	203	1,657	379	50	3,802	
都市計画決定年月日 告示番号		第一種 低層住 居専用 地域	第一種 中高層 住居専 用地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域	合計 (ha)	備考
平成8年5月31日 愛知県告示第471号	旧一宮市	54	162	549	43	53	139	186	1,123	276		2,585	建築基準法の改正に より8種類から12種 類に変更
	旧尾西市			295			63	15	230	74	46	723	
	旧木曾川町		46	166			3.8	2.9	262	13		494	
	合計	54	208	1,010	43	53	206	204	1,615	363	46	3,802	
平成13年5月15日 愛知県告示第412号	旧一宮市	54	162	549	43	53	139	186	1,123	276		2,585	旧木曾川町里小牧地 区0.2ha、玉ノ井地区 0.034haを変更
	旧尾西市			295			63	15	230	74	46	723	
	旧木曾川町		46	166			3.8	2.9	262	13		494	
	合計	54	208	1,010	43	53	206	204	1,615	363	46	3,802	
平成17年4月1日 2市1町合併	一宮市	54	208	1,010	43	53	206	204	1,615	363	46	3,802	旧一宮市、旧尾西市、 旧木曾川町の合併 用途地域変更なし
平成22年12月24日 愛知県告示第755号	一宮市	54	208	1,010	43	53	206	204	1,615	363	46	3,802	都市計画区域名変更 用途地域変更なし

参考(旧一宮市のみ)

都市計画決定年月日 告示番号	住居 地域	商業 地域	未指定	工業 地域	合計 (ha)
昭和10年3月7日 内務省告示第129号	854	345	228	729	2,156
昭和23年3月22日 戦災復興院告示第31号	1,022	190	295	552	2,059
都市計画決定年月日 告示番号	住居 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	合計 (ha)
昭和26年4月28日 建設省告示第382号	683	172	682	522	2,059
昭和36年2月8日 建設省告示第162号	683	220	654	502	2,059
昭和38年3月23日 建設省告示第697号	1,318	293	1,643	363	3,617
昭和42年10月17日 建設省告示第3583号	1,287	314	1,654	362	3,617
昭和46年2月15日 愛知県告示第120号	651	314	1,295	320	2,580

3. 防火地域・準防火地域

種類	面積 (ha)
防火地域	44
準防火地域	556

(防火地域・準防火地域の変遷)

旧一宮市				
都市計画決定年月日 告示番号	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)	合計 (ha)	備考
昭和24年6月27日 建設省告示第653号		515.1	515.1	※当初決定
昭和29年4月9日 建設省告示第373号	0.7	514.4	515.1	※防火地域の指定 (尾張一宮駅前及び銀座通り)
昭和32年9月20日 建設省告示第1158号	2.0	513.1	515.1	※防火地域の変更 (本町商店街)
昭和37年3月19日 建設省告示第665号	6.4	508.7	515.1	※防火地域の変更 (栄一丁目、栄三丁目、本町二丁目及び本町三丁目の各一部)
昭和42年9月7日 建設省告示第2840号	6.8	508.3	515.1	※防火地域の変更 (本町三丁目3番)
平成3年9月25日 一宮市告示第173号	25.0	490.1	515.1	※防火地域の変更 (栄一丁目、栄三丁目、本町二丁目及び本町三丁目)
平成5年6月1日 一宮市告示第105号	44	471	515	※防火地域の変更(栄二丁目、栄四丁目、本町四丁目、 新生一丁目、新生二丁目、八幡一丁目、神山一丁目 及び平和一丁目の各一部)
旧尾西市				
都市計画決定年月日 告示番号	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)	合計 (ha)	備考
平成8年5月31日 尾西市告示第45号		78	78	※準防火地域の決定 (商業地域及び近隣商業地域)
旧木曾川町				
都市計画決定年月日 告示番号	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)	合計 (ha)	備考
平成8年5月31日 木曾川町告示第35号		6.7	6.7	※準防火地域の決定 (商業地域及び近隣商業地域)
一宮市				
都市計画決定年月日 告示番号	防火地域 (ha)	準防火地域 (ha)	合計 (ha)	備考
平成17年10月7日 一宮市まち告示第5号	44	556	600	※合併に伴う準防火地域の変更
平成22年12月24日 一宮市まち告示第9号	44	556	600	※都市計画区域再編に伴う名称変更

4. 駐車場整備地区

種類	面積 (ha)
駐車場整備地区	110

(駐車場整備地区の変遷)

都市計画決定年月日 告示番号	面積 (ha)	備考
昭和48年4月5日 一宮市告示第39号	110	※当初決定
平成22年12月24日 一宮市まち告示第10号	110	※都市計画区域再編に伴う名称変更

5. 生産緑地地区

種類	一団数	面積 (ha)
生産緑地地区	1,137	150.3

(生産緑地地区の変遷)

旧一宮市			
種類	都市計画決定年月日 告示番号	一団数	面積 (ha)
第二種生産緑地地区	昭和57年7月21日 一宮市告示第147号	2	3.7
生産緑地地区	平成4年12月4日 一宮市告示第207号	1,033	143.71
	平成5年8月5日 一宮市告示第142号	1,032	143.52
	平成6年12月20日 一宮市告示第241号	1,029	143.24
	平成7年12月20日 一宮市告示第285号	1,024	142.57
	平成8年12月5日 一宮市告示第270号	1,017	141.80
	平成9年9月16日 一宮市告示第235号	954	133.76
	平成10年12月10日 一宮市告示第237号	951	133.15
	平成11年12月10日 一宮市告示第279号	940	131.98
	平成12年12月11日 一宮市告示第285号	936	131.25
	平成13年12月10日 一宮市告示第304号	923	129.36
	平成14年12月10日 一宮市告示第339号	914	127.9
	平成15年12月10日 一宮市告示第376号	908	126.5
	平成16年12月10日 一宮市告示第377号	899	124.9
	旧尾西市		
種類	都市計画決定年月日 告示番号	一団数	面積 (ha)
生産緑地地区	平成4年12月4日 尾西市告示第93号	267	40.0
	平成6年12月20日 尾西市告示第75号	267	39.9
	平成7年12月20日 尾西市告示第99号	266	39.8
	平成8年12月5日 尾西市告示第92号	265	39.5
	平成9年12月18日 尾西市告示第105号	264	39.3
	平成10年12月10日 尾西市告示第101号	262	39.1
	平成11年12月10日 尾西市告示第95号	260	38.8
	平成12年12月11日 尾西市告示第128号	260	38.4
	平成13年12月10日 尾西市告示第120号	260	38.2
	平成14年2月22日 尾西市告示第10号	260	38.2
	平成14年12月10日 尾西市告示第97号	259	37.9
	平成15年12月10日 尾西市告示第120号	255	37.3
	平成16年12月10日 尾西市告示第108号	250	36.4

一宮市			
種類	都市計画決定年月日 告示番号	一団数	面積 (ha)
生産緑地地区	平成17年8月23日 一宮市告示第208号	1,149	161.2
	平成17年12月21日 一宮市まち告示第11号	1,260	172.1
	平成18年12月11日 一宮市告示第359号	1,245	168.4
	平成19年12月10日 一宮市告示第361号	1,219	163.1
	平成20年12月25日 一宮市告示第346号	1,196	160.2
	平成21年12月25日 一宮市告示第340号	1,178	157.7
	平成22年12月24日 一宮市告示第443号	1,165	156.0
	平成23年12月8日 一宮市告示第317号	1,151	153.4
	平成24年12月5日 一宮市告示第295号	1,137	150.3

6. 特別用途地区

種類	面積 (ha)	備考
特別工業地区	3.9	※専用住宅、共同住宅等の建築を規制 一宮市特別工業地区建築条例 (平成17年一宮市条例第137号)

(特別用途地区の変遷)

旧尾西市			
都市計画決定年月日 告示番号	種類	面積 (ha)	備考
平成8年5月31日 尾西市告示第46号	特別工業地区	3.9	※当初決定
一宮市			
都市計画決定年月日 告示番号	種類	面積 (ha)	備考
平成17年10月7日 一宮市まち告示第6号	特別工業地区	3.9	※合併に伴う地名等の変更
平成22年12月24日 一宮市まち告示第11号	特別工業地区	3.9	※都市計画区域再編に伴う名称変更

7. 地区計画等

種類	名称	面積 (ha)	備考
地区計画	萩原工業団地地区計画	15.2	※良好な工業環境の保全

(地区計画等の変遷)

都市計画決定年月日 告示番号	名称	面積 (ha)	備考
平成19年11月30日 一宮市まち告示第9号	萩原工業団地地区計画	15.2	※当初決定
平成22年12月24日 一宮市まち告示第12号	萩原工業団地地区計画	15.2	※都市計画区域再編に伴う名称変更

2 都市施設

1. 都市計画道路

凡例

3 (区分)	—	4 (規模)	—	1 (一連番号)	一宮弥富線 (路線名)
区分					
1. 自動車専用道路		7. 区画街路		8. 特殊街路(イ)に相当する歩行者専用道、自転車又は自転車歩行者道	
3. 幹線街路に相当するもの		4. 幅員16m以上22m未満のもの		7. 幅員8m未満のもの	
規模					
1. 幅員40m以上のもの		4. 幅員16m以上22m未満のもの		7. 幅員8m未満のもの	
2. 幅員30m以上40m未満のもの		5. 幅員12m以上16m未満のもの			
3. 幅員22m以上30m未満のもの		6. 幅員8m以上12m未満のもの			
一連番号					
都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号					

進捗状況(平成24年4月1日現在)

区分	決定 機関	路線数	計画 (m)	完成 (m)	舗装済 (m)	改良済			未改良	
						用地済 (m)	築造済 (m)	小計 (m)	概成済 (m)	未施行 (m)
自動車 専用道路	愛知県	1	4,890	4,890	0	0	0	0	0	0
幹線街路	愛知県	36	207,140	126,685	5,900	740	390	1,130	33,477	39,948
	一宮市	28	45,220	25,286	0	0	0	0	3,720	16,214
区画街路	一宮市	18	10,970	10,970	0	0	0	0	0	0
特殊街路	一宮市	1	700	700	0	0	0	0	0	0
%		84	100	62.7	2.2	0.3	0.1	0.4	13.8	20.9
合計			268,920	168,531	5,900	740	390	1,130	37,197	56,162
愛知県決定		37	212,030	131,575	5,900	740	390	1,130	33,477	39,948
一宮市決定		47	56,890	36,956	0	0	0	0	3,720	16,214

※ 合計欄の上段百分率は全体計画延長に対する割合

自動車専用道路(愛知県決定)

道路番号	路線名	代表 幅員(m)	代表 車線数	延長 (m)	位置		
					起点	終点	経過地
1-3-2	名岐道路	26.1	4	4,890 (4,890)	一宮市浅野字 土井ノ内	一宮市丹陽町 五日市場字定福寺	一宮市三ツ井三丁目

※ 延長欄の()内は一宮市内の延長

幹線街路(愛知県決定)

道路番号	路線名	代表 幅員(m)	代表 車線数	延長 (m)	位置		
					起点	終点	経過地
3-4-1	一宮弥富線	20	4	15,240 (7,150)	一宮市音羽一丁目	稲沢市平和町須ヶ脇	稲沢市平和町丸洲上
3-3-2	北尾張中央道	23	4	31,480 (12,940)	一宮市萩原町 萩原字山越	春日井市 大留町字東島	小牧市大字岡々原 新田字上新池
3-1-4	国道22号線	42	6	14,050 (14,050)	一宮市北方町 北方字東本郷地先	一宮市丹陽町 五日市場字定福寺	一宮市両郷町二丁目
3-3-7	西尾張中央道	25	4	17,310 (11,040)	一宮市北方町 北方字辰巳郷	稲沢市南麻績町 八反畑	一宮市開明字流
3-4-10	一宮犬山線	16	2	19,010 (5,580)	一宮市北園通四丁目	犬山市大字 塔野地字田口洞	江南市島宮町西之宮 丹羽郡扶桑町大字高木字吉山
3-5-11	一宮各務原線	12	2	6,290 (6,290)	一宮市浅井町 河田字中屋敷	一宮市松降一丁目	一宮市浅井町 西浅井字一本杉
3-3-12	一宮春日井線	22	4	23,190 (7,340)	一宮市大和町 苅安賀字川原	春日井市 松河戸町字村中	小牧市小木一丁目
3-4-13	一宮蟹江線	16	2	9,220 (3,000)	一宮市昭和二丁目	稲沢市大矢町茨島	稲沢市小沢二丁目

道路番号	路線名	代表 幅員(m)	代表 車線数	延長 (m)	位置		
					起点	終点	経過地
3-4-14	一宮小牧線	16	2	17,450 (5,850)	一宮市松降一丁目	小牧市大草西	岩倉市石仏町下如来堂 春日井市桃山町2丁目
3-3-16	稲沢西春線	25	4	5,810 (710)	稲沢市石橋六丁目	一宮市丹陽町 五日市場字本地	稲沢市国府宮一丁目
3-4-19	今伊勢 三ツ井線	18	2	10,690 (10,690)	一宮市木曾川町 黒田二ノ通り	一宮市丹陽町 三ツ井字中切屋敷	一宮市時之島字上屋敷
3-4-20	岩倉街道線	18	2	3,720 (3,720)	一宮市栄三丁目	一宮市千秋町 浅野羽根字長楽寺	一宮市緑五丁目
3-5-21	奥末広線	12	2	6,160 (6,160)	一宮市奥町字堤下一	一宮市末広一丁目	一宮市開明字東向野
3-4-24	加茂伝法寺線	16	2	7,400 (5,880)	一宮市春明字東裏	一宮市丹陽町 伝法寺字才勝	岩倉市北島町東切
3-5-26	木曾川 古知野線	12	2	10,070 (7,320)	一宮市木曾川町 玉ノ井字俣江田	江南市古知野町朝日	一宮市大毛字西郷
3-4-30	江南岩倉線	16	2	11,500 (570)	江南市宮田神明町栄	岩倉市曾野町花ノ木	一宮市千秋町 加納馬場字神明
3-5-31	光明寺街道線	12	2	5,600 (5,600)	一宮市光明寺字大条戸	一宮市栄一丁目	一宮市西島町五丁目
3-5-32	光明寺 二ツ屋線	12	2	8,770 (8,770)	一宮市 小信中島字二ツ屋	一宮市光明寺字大条戸	一宮市木曾川町 里小牧字寺北
3-4-33	五城森上線	16	2	6,550 (6,550)	一宮市 小信中島字二ツ屋	一宮市玉野字上葎野	一宮市東五城字出先
3-4-39	富田一宮線	18	2	7,450 (7,450)	一宮市富田字上本郷	一宮市東印田町	一宮市大和町 毛受字辻畑
3-4-42	名古屋岐阜線	18	2	14,720 (10,880)	一宮市北方町 北方字宝江新田	稲沢市北市場町町東	一宮市今伊勢町 本神戸字中町
3-3-43	名古屋江南線	23	4	13,100 (2,490)	江南市草井町中野	岩倉市川井町天神東	一宮市千秋町 芝原字下山
3-4-45	濃尾大橋線	18	2	10,790 (10,690)	一宮市起字堤町	稲沢市赤池真崎町	一宮市音羽三丁目
3-4-46	萩原多気線	18	2	13,950 (6,020)	一宮市萩原町滝字北裡	小牧市多気中町	稲沢市赤池前山町 岩倉市大市場町郷廻
3-4-47	萩原祐久線	16	2	3,860 (3,860)	一宮市祐久字外浦	一宮市萩原町 萩原字友重	一宮市明地字南菜之木
3-5-48	尾西稲沢線	12	2	5,300 (2,600)	一宮市上祖父江字 東本郷	稲沢市石橋六丁目	稲沢市西島町市助河戸
3-4-49	尾西津島線	16	2	10,190 (4,690)	一宮市起字堤町	稲沢市祖父江町 甲新田五ツ屋	稲沢市祖父江町 桜方笹原
3-5-52	南通線	12	2	2,340 (2,340)	一宮市木曾川町 玉ノ井字柳原	一宮市木曾川町 黒田一ノ通り	一宮市木曾川町 玉ノ井字向流
3-4-56	一宮舟津線	16	2	9,220 (6,250)	一宮市松降一丁目	小牧市大字 西之島字丁田	江南市田代町郷中
3-5-66	神山高井線	12	2	4,400 (4,400)	一宮市神山三丁目	一宮市大和町 南高井字野間	一宮市大和町 苅安賀字東下田
3-5-69	北通線	12	2	3,100 (3,100)	一宮市木曾川町 里小牧字西川田	一宮市光明寺字権現塚	一宮市木曾川町 黒田字往還西南ノ切
3-5-80	猿海道 三ツ井線	12	2	1,760 (1,760)	一宮市猿海道三丁目	一宮市三ツ井一丁目	一宮市島崎一丁目
3-4-84	新一宮 尾西線	16	2	5,330 (5,330)	一宮市富田字石宮	一宮市新生一丁目	一宮市大和町 福森字宮前
3-4-90	伝法寺 五日市場線	16	2	910 (910)	一宮市丹陽町 伝法寺字才勝	一宮市丹陽町 五日市場字屋敷	一宮市丹陽町 伝法寺字本郷
3-4-100	森本線	16	2	3,180 (3,180)	一宮市富士二丁目	一宮市多加木一丁目	一宮市森本一丁目
3-5-102	伝法寺 東環状線	12	2	1,980 (1,980)	一宮市丹陽町 伝法寺字北元屋敷	一宮市丹陽町 伝法寺字新田裏	一宮市丹陽町 伝法寺字池田

※ 延長欄の()内は一宮市内の延長

幹線街路（一宮市決定）

道路番号	路線名	代表幅員(m)	代表車線数	延長(m)	位置		
					起点	終点	経過地
3-5-301	今伊勢北方線	12	2	2,820	一宮市北方町北方字狐塚郷	一宮市木曾川町門間字大坪	一宮市木曾川町黒田七ノ通り
3-5-302	奥西御堂線	12	2	7,140	一宮市奥町字七丁	一宮市萩原町西御堂字東向江	一宮市萩原町富田方字茶原
3-5-303	起街道線	14.5	2	2,180	一宮市大和町馬引字横手	一宮市栄三丁目	一宮市八幡五丁目
3-5-304	木曾川玉野線	12	2	7,440	一宮市木曾川町玉ノ井字柳原	一宮市玉野字大西	一宮市西五城字中川田
3-5-305	江南通線	12	2	130	一宮市千秋町加納馬場字北高砂	一宮市千秋町加納馬場字北高砂	—
3-5-306	甚四前線	12	2	1,030	一宮市奥町字南目草	一宮市奥町字田畑	一宮市奥町字七丁
3-5-307	伝法寺北通線	12	2	1,100	一宮市丹陽町九日市場字中田	一宮市丹陽町伝法寺字北元屋敷	一宮市丹陽町伝法寺字中畑
3-4-308	福塚線	16	2	480	一宮市今伊勢町馬寄字北塚本	一宮市今伊勢町馬寄字春光寺西	一宮市今伊勢町馬寄字志水
3-5-309	妙興寺治郎丸線	12	2	1,400	一宮市花池四丁目	一宮市大和町妙興寺字二反割	一宮市大和町妙興寺字地蔵恵
3-5-310	一宮駅前線	15	2	1,020	一宮市栄三丁目	一宮市泉一丁目	一宮市本町二丁目
3-5-311	一中線	12	2	2,670	一宮市開明字乾土	一宮市北今字苗代三ノ切	一宮市三条字臺北
3-4-312	牛野馬見塚線	16	2	1,530	一宮市牛野通一丁目	一宮市馬見塚字又木	一宮市森本一丁目
3-6-313	奥木曾川線	11	2	980	一宮市木曾川町玉ノ井字辻西	一宮市奥町字南目草	一宮市奥町字貴船東
3-5-314	内割田線	12	2	810	一宮市木曾川町内割田二の通り	一宮市木曾川町内割田一の通り	—
3-5-315	小信高野島線	12	2	2,280	一宮市小信中島字柳枯草場	一宮市開明字西屋敷	一宮市小信中島字西五反田
3-5-316	小原線	12	2	590	一宮市奥町字野越	一宮市開明字東沼	一宮市開明字西出
3-5-317	猿海道北通線	12	2	1,180	一宮市森本五丁目	一宮市若竹二丁目	一宮市猿海道二丁目
3-5-318	猿海道東通線	12	2	550	一宮市せんい一丁目	一宮市猿海道二丁目	一宮市猿海道二丁目
3-4-319	末広線	18	2	1,070	一宮市新生一丁目	一宮市末広一丁目	一宮市新生三丁目
3-5-320	多加木郷前線	12	2	790	一宮市多加木二丁目	一宮市多加木四丁目	一宮市多加木三丁目
3-5-321	西御堂線	12	2	2,350	一宮市萩原町西御堂字南江西	一宮市萩原町中島字昆沙田	一宮市萩原町中島字西明屋敷
3-5-322	萩原駅前線	12	2	280	一宮市萩原町串作字松本	一宮市萩原町串作字東沖	一宮市萩原町串作字西沖
3-5-323	二ツ屋小原線	12	2	1,360	一宮市小信中島字宮前	一宮市開明字東沼	一宮市開明字乾土
3-5-324	本町線	15	2	1,040	一宮市本町一丁目	一宮市北園通一丁目	一宮市本町四丁目
3-4-325	馬見塚線	18	2	1,100	一宮市浅野字大曲り	一宮市せんい一丁目	一宮市馬見塚字又木
3-5-326	森本中道線	12	2	1,040	一宮市森本三丁目	一宮市せんい一丁目	一宮市森本二丁目
3-5-327	森本東通線	12	2	540	一宮市森本一丁目	一宮市森本三丁目	一宮市森本二丁目
3-2-105	栄線	36	4	320	一宮市音羽一丁目	一宮市栄二丁目	—

区画街路（一宮市決定）

道路番号	路線名	代表幅員(m)	代表車線数	延長(m)	位置		
					起点	終点	経過地
7-6-301	新生昭和2号線	8	-	470	一宮市昭和二丁目	一宮市昭和二丁目	—
7-6-302	宮地町安賀2号線	8	-	480	一宮市宮地一丁目	一宮市観音寺一丁目	—
7-6-303	新生昭和1号線	8	-	740	一宮市新生四丁目	一宮市昭和一丁目	—
7-6-304	宮地町安賀1号線	8	-	610	一宮市花池一丁目	一宮市花池二丁目	—
7-7-305	本神戸郷西2号線	6	-	300	一宮市大正通一丁目	一宮市今伊勢町新神戸字郷東	—
7-5-306	八幡天王線	13	2	560	一宮市天王一丁目	一宮市神戸町	一宮市天王二丁目
7-7-307	音羽7号線	7	-	560	一宮市音羽一丁目	一宮市大正通一丁目	一宮市音羽二丁目
7-6-308	八幡14号線	9	-	280	一宮市八幡一丁目	一宮市八幡一丁目	—
7-7-309	栄音羽線	6	-	370	一宮市栄二丁目	一宮市栄二丁目	—
7-7-310	新生東通線	6	-	350	一宮市新生二丁目	一宮市新生三丁目	—
7-7-311	栄3号線	6	-	600	一宮市栄三丁目	一宮市北園通一丁目	一宮市栄四丁目
7-7-312	宮地花池80号線	6	-	1,000	一宮市中町一丁目	一宮市花池四丁目	一宮市中町二丁目
7-7-313	妙興寺西通線	6	-	880	一宮市大和町妙興寺字北浦宮地	一宮市大和町妙興寺字於保越	一宮市大和町妙興寺字西之口
7-7-314	妙興寺高畑線	6	-	400	一宮市大和町妙興寺字西之口	一宮市大和町妙興寺字於保越	一宮市大和町妙興寺字高畑
7-7-315	梅ヶ枝花池線	6	-	1,070	一宮市中町一丁目	一宮市花池四丁目	一宮市中町二丁目
7-7-316	北園花池線	6	-	1,080	一宮市北園通一丁目	一宮市大和町宮地花池字高見	一宮市殿町三丁目
7-7-317	妙興寺東通線	6	-	610	一宮市妙興寺一丁目	一宮市大和町妙興寺字地蔵恵	一宮市大和町妙興寺字山王浦
7-7-318	花池妙興寺線	6	-	610	一宮市大和町宮地花池字出町裏	一宮市大和町妙興寺字千間堂	一宮市大和町妙興寺字出町前

特殊街路（一宮市決定）

道路番号	路線名	代表幅員(m)	代表車線数	延長(m)	位置		
					起点	終点	経過地
8-4-301	多加木郷中線	20	-	700	一宮市多加木一丁目	一宮市多加木五丁目	一宮市多加木三丁目

2. 都市計画通路

通路番号	通路名	幅員(m)	延長(m)	位置
1	一宮駅前通路	2.5	120	一宮市栄三丁目

3. 一宮鉄道高架事業の経緯

年月	内容
S41.7	地元市民より市議会に対し連続立体交差事業に関する請願書提出される
S41.10	一宮市議会に「一宮駅高架開発特別委員会」設置
S42.1	「一宮鉄道高架促進期成同盟会」発足
S42.6	「一宮鉄道高架開発特別委員会」に改称（市議会）
S46年度	公共調査実施（国庫補助事業）
S50.9	市素案発表（縦覧、意見を聴く会、説明会）
S51.6	市素案修正案発表（縦覧、意見を聴く会、説明会）
S52.12	市都市計画審議会付議
S53.1	同審議会答申
S53.2	市原案県へ提出
S53.9	県都市計画素案の公告、閲覧
S53.9	公聴会開催
S54.1	都市計画の案の公告、縦覧
S54.2	県都市計画地方審議会付議、答申
S54.4	建設大臣認可
S54.4	都市計画決定の告示

年月	内容
S55.3	県と鉄道側との協定締結
S55.4	都市計画事業認可
S55.4	用地買収・物件補償事務及び交渉に入る
S55.7	JR本工事開始
S59.9	名鉄本工事開始
S60.7	名鉄名古屋本線妙興寺地区延伸に係る市素案発表
S60.8	市都市計画審議会付議、答申（名鉄本線妙興寺地区延伸）
S60.9	市原案（名鉄本線妙興寺地区延伸）提出
S62.3	都市計画の変更の案の公告、縦覧（名鉄本線妙興寺地区延伸）
S62.4	県都市計画地方審議会付議、答申（名鉄本線妙興寺地区延伸）
S62.5	建設大臣認可（名鉄本線妙興寺地区延伸）
S62.6	都市計画の変更の告示（名鉄本線妙興寺地区延伸）
S62.1	都市計画事業事業計画変更認可（名鉄本線妙興寺地区延伸）
S63.10	JR東海道本線上り線高架へ切り替え
H1.3	県と鉄道側との変更協定締結（期間延長）
H2.7	名鉄名古屋本線仮線全線開通
H2.11	JR東海道本線下り線高架へ切り替え
H5.2	名鉄名古屋本線上下線高架へ切り替え コンコース及びJR・名鉄新改札口オープン
H6.3	JR、名鉄、県、市「高架下利用協定」締結
H6.11	名鉄尾西線津島方面高架へ切り替え
H7.7	名鉄尾西線玉ノ井方面高架へ切り替え
H7.8	高架完成記念式典
H8.3	鉄道高架関連交差道路、側道全線完成～一宮連続立体交差事業完了

4. 都市計画公園等の種類

種類	種別	内容
公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できる範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	特殊公園	(イ) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園。 (ロ) 動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園。
緑地	*(都市緑地、緩衝緑地、緑道、河川敷緑地)	その存在機能により都市環境の改善、安全性の向上、都市景観の増進等の用に供するため設ける公共空地。*(緑地の種別は便宜上のもので都市計画に定めるものではない)
墓園	—	埋葬を行うために設ける墓地のうちで都市の総合的な土地利用計画に基づき、緑地系統の一環として計画する公共空地。

5. 都市計画公園等

集計表（平成24年3月31日現在）

種類	種別	箇所数	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	供用率 (%)
公園	街区公園	81	23.94	22.58	94.32
	近隣公園	12	18.01	17.88	99.28
	地区公園	4	16.46	16.46	100.00
	総合公園	1	38.40	38.40	100.00
	運動公園	1	35.60	27.90	78.37
	特殊公園	1	3.25	3.25	100.00
緑地		2	639.47 (1,164.57)	50.30	7.87
合計		102	775.13 (1,300.23)	176.77	22.81

※ 計画面積欄の（ ）は尾張都市計画区域での面積

取得方法

取得方法欄	
戦災復興	復興土地区画整理事業(戦災復興区域)による公園
都市改造	復興土地区画整理事業(駅西都市改造区域)による公園
西部土地	西部土地区画整理事業による公園
東部土地	東部土地区画整理事業による公園
西部第二	西部第二土地区画整理事業による公園
平島土地	平島土地区画整理事業による公園
吾鬮土地	土地区画整理事業による公園
森本土地	森本土地区画整理事業による公園
三ツ井土地	三ツ井土地区画整理事業による公園
丹陽西土地	丹陽西土地区画整理事業による公園
多加木土地	多加木土地区画整理事業による公園
猿海道土地	猿海道土地区画整理事業による公園
印田第1土地	印田第1土地区画整理事業による公園
伝法寺土地	伝法寺土地区画整理事業による公園
買収	用地買収による公園
寄付	寄付による公園

街区公園

計画番号	名称	所在地	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	都市計画決定		
					決定年月日(当初)	変更年月日(最終)	取得方法
2-2-1	常念公園	大江一丁目11番1	0.09	0.09	S33・10・2	H22・12・24	戦災復興
2-2-2	新柳公園	本町二丁目4番6外	0.13	0.00	S29・11・18	H23・9・30	戦災復興
2-2-3	久古見公園	新生二丁目10番1	0.14	0.14	S29・11・18	H22・12・24	都市改造
2-2-4	橋呑公園	神山一丁目7番1	0.24	0.24	S22・5・27	H22・12・24	都市改造
2-2-5	上本町公園	音羽一丁目4番1	0.12	0.12	S29・11・18	H22・12・24	戦災復興
2-2-6	伏木公園	天王二丁目11番1	0.40	0.36	S22・5・27	H22・12・24	戦災復興
2-2-7	音羽公園	音羽三丁目13番1	0.91	0.75	S29・11・18	H22・12・24	戦災復興
2-2-8	大乗公園	桜三丁目14番1	0.33	0.33	S29・11・18	H22・12・24	戦災復興
2-2-9	真清公園	柳戸町二丁目2番外 公園通六丁目23番2外	0.89	0.80	S33・10・2	H22・12・24	買収
2-2-10	浅野公園	浅野字八廻67番1外	0.92	0.92	S33・10・2	H22・12・24	寄付
2-2-11	富古場公園	神山二丁目7番1	0.32	0.32	S33・10・2	H22・12・24	西部土地
2-2-12	弁天公園	神山三丁目4番1	0.59	0.59	S33・10・2	H22・12・24	西部土地
2-2-13	若宮公園	奥町字下口西1番外	0.29	0.29	H22・12・24		買収
2-2-14	南山公園	新生四丁目10番1	0.48	0.48	S37・3・23	H22・12・24	西部土地
2-2-15	低見公園	末広一丁目9番1	0.19	0.19	S37・3・23	H22・12・24	西部土地

計画番号	名称	所在地	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	都市計画決定		
					決定年月日(当初)	変更年月日(最終)	取得方法
2-2-16	南木公園	住吉一丁目2番1	0.24	0.24	S37-3-23	H22-12-24	西部土地
2-2-17	柳下公園	昭和二丁目8番1	0.78	0.78	S37-3-23	H22-12-24	西部土地
2-2-18	堀田公園	末広三丁目10番1	0.79	0.79	S37-3-23	H22-12-24	西部土地
2-2-19	西浅間公園	昭和三丁目9番1	0.38	0.38	S37-3-23	H22-12-24	西部土地
2-2-20	浅間公園	観音寺一丁目12番1	0.29	0.29	S42-8-23	H22-12-24	西部第二
2-2-21	南大門公園	宮地一丁目9番1	0.16	0.16	S42-8-23	H22-12-24	西部第二
2-2-22	王塚公園	宮地二丁目6番1	0.20	0.20	S42-8-23	H22-12-24	西部第二
2-2-23	大赤見公園	赤見二丁目6番1	0.24	0.24	S42-8-23	H22-12-24	東部土地
2-2-24	柿ノ木公園	富士四丁目5番1	0.17	0.17	S42-8-23	H22-12-24	東部土地
2-2-25	富士公園	富士一丁目13番6	0.23	0.23	S42-8-23	H22-12-24	東部土地
2-2-26	四反田公園	緑四丁目4番1	0.29	0.29	S42-8-23	H22-12-24	東部土地
2-2-27	常光公園	緑二丁目9番1	0.24	0.24	S42-8-23	H22-12-24	東部土地
2-2-28	花ノ木公園	赤見四丁目7番3	0.23	0.23	S44-5-20	H22-12-24	東部土地
2-2-29	古宮公園	花池二丁目9番1	0.25	0.25	S44-5-20	H22-12-24	西部第二
2-2-30	幟立公園	花池一丁目6番1	0.23	0.23	S44-5-20	H22-12-24	西部第二
2-2-31	鎌田公園	花池三丁目6番1	0.20	0.20	S44-5-20	H22-12-24	西部第二
2-2-32	むつみ公園	せんい一丁目6番1	0.24	0.24	S44-5-20	H22-12-24	丹陽西土地
2-2-33	さかえ公園	せんい二丁目7番1	0.37	0.37	S44-5-20	H22-12-24	丹陽西土地
2-2-34	中央公園	せんい二丁目8番1	0.37	0.37	S44-5-20	H22-12-24	丹陽西土地
2-2-35	みどり公園	せんい三丁目5番1	0.24	0.24	S44-5-20	H22-12-24	丹陽西土地
2-2-36	若竹公園	若竹二丁目6番1	0.14	0.14	S44-5-20	H22-12-24	丹陽西土地
2-2-37	天道公園	羽衣一丁目7番1	0.40	0.40	S45-10-30	H22-12-24	買収
2-2-38	仲畑公園	中町二丁目11番1	0.32	0.32	S48-4-9	H22-12-24	西部第二
2-2-39	元宮公園	平島一丁目20番1	0.24	0.24	S50-8-21	H22-12-24	平島土地
2-2-40	天王前公園	平島二丁目11番1	0.53	0.53	S50-8-21	H22-12-24	平島土地
2-2-41	平島西公園	島崎一丁目9番1	0.27	0.27	S50-8-21	H22-12-24	平島土地
2-2-42	鬼ヶ島公園	三ツ井一丁目4番1	0.21	0.21	S52-10-1	H22-12-24	三ツ井土地
2-2-43	休郷公園	三ツ井二丁目8番7	0.30	0.30	S52-10-1	H22-12-24	三ツ井土地
2-2-44	平山公園	三ツ井三丁目9番1	0.22	0.22	S52-10-1	H22-12-24	三ツ井土地
2-2-45	六所公園	三ツ井四丁目7番1	0.25	0.25	S52-10-1	H22-12-24	三ツ井土地
2-2-46	天神公園	三ツ井五丁目20番1	0.28	0.28	S52-10-1	H22-12-24	三ツ井土地
2-2-47	稲荷山公園	三ツ井八丁目14番2	0.23	0.23	S52-10-1	H22-12-24	三ツ井土地
2-2-48	北三味公園	妙興寺二丁目5番3	0.21	0.21	S53-6-8	H22-12-24	西部第二
2-2-49	岩船公園	森本一丁目8番1	0.38	0.38	S53-6-8	H22-12-24	森本土地
2-2-50	海道田公園	森本二丁目16番1	0.21	0.21	S53-6-8	H22-12-24	森本土地
2-2-51	ひばり島公園	森本四丁目5番1	0.30	0.30	S53-6-8	H22-12-24	森本土地
2-2-52	薬師公園	森本五丁目29番1	0.28	0.28	S53-6-8	H22-12-24	森本土地
2-2-53	江畔公園	多加木一丁目8番1	0.41	0.41	S53-6-8	H22-12-24	森本土地
2-2-54	一色公園	神戸町7番外	0.28	0.27	S53-12-12	H22-12-24	買収
2-2-55	吾鬘公園	あずら一丁目12番1	0.25	0.25	S55-2-27	H22-12-24	吾鬘土地
2-2-56	緑葉公園	あずら三丁目8番1	0.36	0.36	S55-2-27	H22-12-24	吾鬘土地
2-2-57	駒寄公園	あずら二丁目23番1	0.24	0.24	S55-2-27	H22-12-24	吾鬘土地
2-2-58	油田公園	多加木二丁目17番8	0.16	0.16	S61-8-4	H22-12-24	多加木土地
2-2-59	河戸公園	多加木二丁目5番1	0.19	0.19	S61-8-4	H22-12-24	多加木土地
2-2-60	中道公園	多加木三丁目5番2、四丁目5番2	0.48	0.34	S61-8-4	H22-12-24	多加木土地
2-2-61	秋葉公園	多加木四丁目21番1	0.21	0.21	S61-8-4	H22-12-24	多加木土地
2-2-62	猿海道公園	猿海道一丁目16番	0.70	0.70	H2-5-23	H22-12-24	猿海道土地
2-2-63	前西公園	猿海道三丁目7番	0.20	0.20	H2-5-23	H22-12-24	猿海道土地
2-2-64	東公園	猿海道二丁目15番	0.20	0.20	H2-5-23	H22-12-24	猿海道土地
2-2-65	南印田公園	南印田二丁目4番1	0.30	0.30	H9-12-1	H22-12-24	印田第1土地
2-2-66	ひまわり公園	相生二丁目5番4	0.20	0.20	H9-12-1	H22-12-24	印田第1土地
2-2-67	大塚史跡公園	丹陽町伝法寺宇北元屋敷	0.20	0.20	H14-2-14	H22-12-24	伝法寺土地
2-2-68	新田公園	丹陽町伝法寺宇中萩	0.20	0.20	H14-2-14	H22-12-24	伝法寺土地
2-2-69	西大門公園	丹陽町伝法寺宇西大門	0.20	0.20	H14-2-14	H22-12-24	伝法寺土地

計画番号	名称	所在地	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	都市計画決定		
					決定年月日(当初)	変更年月日(最終)	取得方法
2-2-70	念佛公園	丹陽町伝法寺宇念仏	0.20	0.20	H14-2-14	H22-12-24	伝法寺土地
2-2-71	東畑公園	丹陽町伝法寺宇上東畑	0.20	0.20	H14-2-14	H22-12-24	伝法寺土地
2-2-72	五輪ヶ淵公園	丹陽町伝法寺宇五輪ヶ淵	0.20	0.00	H14-2-14	H22-12-24	伝法寺土地
2-2-73	本郷公園	丹陽町伝法寺宇本郷	0.17	0.00	H14-2-14	H22-12-24	伝法寺土地
2-2-74	寺跡公園	丹陽町伝法寺宇寺跡	0.22	0.22	H14-2-14	H22-12-24	伝法寺土地
2-2-75	起公園	起宇下町	0.10	0.00	S39-3-28	H22-12-24	未買収
2-2-76	小西公園	小信中島宇柳枯草場	0.14	0.00	S39-3-28	H22-12-24	未買収
2-2-77	二ツ屋公園	小信中島宇宮浦	0.11	0.00	S39-3-28	H22-12-24	未買収
2-2-78	宮新田公園	三条宇屋敷	0.07	0.00	S39-3-28	H22-12-24	未買収
2-2-79	起児童公園	起宇与三ヶ巻46番1外	0.14	0.14	S50-8-18	H22-12-24	買収
2-2-80	小信児童公園	小信中島宇新田前67番外	0.23	0.23	S61-2-13	H22-12-24	買収
2-2-81	籠屋公園	籠屋二丁目6番1外	0.43	0.43	H8-10-17	H22-12-24	買収

近隣公園

計画番号	名称	所在地	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	都市計画決定		
					決定年月日(当初)	変更年月日(最終)	取得方法
3-3-1	大宮公園	真清田一丁目2番7	1.19	1.19	S29-11-18	H22-12-24	戦災復興
3-3-2	稲荷公園	八幡一丁目10番1、11番1外	1.60	1.60	S22-5-27	H22-12-24	戦災復興
3-3-3	野黒公園	音羽三丁目12番1	1.07	1.04	S29-11-18	H22-12-24	戦災復興
3-3-4	大平島公園	朝日二丁目6番1	1.74	1.74	S42-8-23	H22-12-24	東部土地
3-3-5	彦田公園	花池四丁目25番1	1.90	1.90	S49-2-20	H22-12-24	西部第二
3-3-6	森本中央公園	森本三丁目21番1	1.40	1.40	S54-3-5	H22-12-24	森本土地
3-3-7	梅ヶ枝公園	中町一丁目1番1外	1.50	1.50	S54-4-13	H22-12-24	買収
3-3-8	三ツ井公園	三ツ井六丁目6番1	1.20	1.20	S59-4-18	H22-12-24	三ツ井土地
3-3-9	多加木公園	多加木五丁目5番2	1.30	1.30	S61-8-4	H22-12-24	多加木土地
3-3-10	伝法寺中央公園	丹陽町伝法寺宇大塚前	1.21	1.21	H14-2-14	H22-12-24	伝法寺土地
3-3-11	五城公園	西五城宇中川田、宇飛石北50番外	2.20	2.10	S39-3-28	H22-12-24	買収
3-3-12	尾西公園	三条宇賀11番1外	1.70	1.70	S50-8-20	H22-12-24	買収

地区公園

計画番号	名称	所在地	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	都市計画決定		
					決定年月日(当初)	変更年月日(最終)	取得方法
4-4-1	九品地公園	文京一丁目3番1	4.34	4.34	S22-5-27	H22-12-24	戦災復興
4-4-2	平島公園	羽衣二丁目5番3	3.64	3.64	S29-11-18	H22-12-24	戦災復興
4-4-3	奥町公園	奥町宇宮郭7番外	4.38	4.38	S33-10-2	H22-12-24	買収
4-4-4	富田山公園	富田宇砂原2118番外 東加賀野井宇川原1776番外	4.10	4.10	S22-5-27	H22-12-24	買収

総合公園

計画番号	名称	所在地	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	都市計画決定		
					決定年月日(当初)	変更年月日(最終)	取得方法
5-5-3	大野 極楽寺公園	浅井町極楽寺、浅井町大野 及び 浅井町河田	38.40	38.40	S62-6-15	H22-12-24	買収

運動公園

計画番号	名称	所在地	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	都市計画決定		
					決定年月日(当初)	変更年月日(最終)	取得方法
6-5-3	光明寺公園	光明寺、更屋敷 及び 北方町北方	35.60	27.90	S62-6-15	H22-12-24	買収

特殊公園

計画番号	名称	所在地	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	都市計画決定		
					決定年月日(当初)	変更年月日(最終)	取得方法
8-3-1	浅井山公園	浅井町東浅井宇下之瀬外	3.25	3.25	S37-2-9	H22-12-24	買収

3 市街地開発事業

1. 土地区画整理事業一覧表

名称	事業主体	都市計画決定(当初)	事業認可	施行面積 (ha)	施行前(上段)・後(下段) (ha)			減歩率
		施行年度	換地処分		公供用地	宅地	測量増保留地	
一宮復興(第1工区) 土地区画整理事業	県知事	S21.8.20	S22.11.20	259.5	45.0	212.4	2.1	18.56
		S22~S48	S48. 8.31		85.1	172.7	1.7	19.36
一宮復興(第2工区) 土地区画整理事業	県知事	S21.8.20	S22.11.20	40.5	5.3	35.0	0.2	13.72
		S22~S51	S52. 1.31		10.1	30.1	0.3	14.54
西部土地区画整理事業	市	S29.6.11	S32. 3.16	114.9	7.6	105.0	2.3	19.93
		S31~S44	S45. 3.31		30.9	79.1	4.9	24.69
西部第2土地区画整理事業	市	S36.9.26	S39. 3.30	109.9	11.8	97.5	0.6	17.72
		S38~S54	S54.11.30		29.7	72.5	7.7	25.64
東部土地区画整理事業	市	S39.3.28	S40. 7. 7	105.1	8.1	96.5	0.5	21.73
		S40~S49	S49. 9. 2		29.6	73.6	1.9	23.69
丹陽西土地区画整理事業	市	S42.12.15	S44. 1. 8	30.2	1.7	27.8	0.7	33.81
		S43~S46	S46.10.18		11.8	17.5	0.9	37.03
平島土地区画整理事業	組合	-	S47. 5.17	33.7	2.1	31.1	0.5	23.71
		S47~S51	S52. 2.28		9.6	22.2	1.9	29.59
森本土地区画整理事業	市	S46.11.24	S47.12. 1	98.3	6.1	90.0	2.2	23.81
		S47~H4	H 4. 4. 1		28.2	64.9	5.2	29.50
三ツ井土地区画整理事業	組合	-	S49. 9.13	91.3	7.8	81.8	1.7	18.93
		S49~H8	H 8.11.15		23.7	57.8	9.8	30.62
吾鬮土地区画整理事業	組合	-	S51.10.13	27.3	1.9	24.8	0.6	22.08
		S51~S56	S56. 9.30		7.6	16.8	2.9	33.69
多加木特定土地区画整理事業	組合	S54.3.23	S54.11.28	71.4	5.9	63.2	2.2	18.63
		S54~H11	H10. 5.15		18.2	45.9	7.2	29.69
猿海道特定土地区画整理事業	組合	S59.9.26	S60. 4.24	24.8	1.9	22.4	0.5	22.08
		S60~H17	H17.9.30		7.0	16.2	1.6	28.87
印田第1土地区画整理事業	市	S60.2.13	S61. 4.15	14.5	1.0	13.5	0.0	16.72
		S61~H19	H19.7.31		3.3	10.7	0.5	20.31
伝法寺土地区画整理事業	組合	H2.12.5	H 4. 8.17	89.4	5.1	80.1	4.2	21.45
		H4~H26			23.4	59.1	6.9	29.62

※多加木及び猿海道特定土地区画整理事業については、事業の都市計画決定と同時に土地区画整理促進区域を都市計画決定しています。

都市計画緑地

計画番号	名称	所在地	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	都市計画決定		
					決定年月日(当初)	変更年月日(最終)	取得方法
1	国営木曾三川公園 尾張緑地	西中野、東加賀野井、祐久、冨田、起、小信中島、奥町、北方町北方、光明寺、浅井町極楽寺、浅井町大野、浅井町河田、浅井町黒岩、木曾川町玉ノ井、木曾川町里小牧	638.90 (1,164.0)	49.73	S62・6・15	H22・12・24	買収
4	三条緑地	三条字郷内西42番1	0.57	0.57	S57・3・11	H22・12・24	買収

※ 計画面積欄の () は尾張都市計画区域での面積

6. 都市計画駐車場

番号	名称	都市計画決定年月日 告示番号	面積	構造階層	備考
1	銀座通公共駐車場	昭和48年 4月 5日 一宮市告示第40号	0.45ha	地下1階1層	駐車台数 104台 出口 1箇所 入口 1箇所
2	一宮駅東地下駐車場	平成 8年 2月26日 一宮市告示第41号	0.68ha	地下1階1層	駐車台数 150台 出口 1箇所 入口 1箇所

7. 下水道の変遷

名称	年月日	主な内容
一宮都市計画下水道計画決定	S32.3.23	東部浄化センター、西部浄化センター、ポンプ場2箇所
一宮都市計画下水道計画決定変更	S33.2.15	東部浄化センター位置変更
一宮都市計画下水道計画決定変更	S33.10.3	東部浄化センター位置変更
一宮都市計画下水道計画決定変更	S38.3.23	排水区域拡大、西部浄化センター・平和ポンプ場位置変更
一宮都市計画下水道計画決定変更	S42.9.7	
一宮都市計画下水道計画決定変更	S44.5.20	
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	S46.4.12	計画名称の変更
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	S52.8.16	
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	S56.2.23	排水区域拡大(第3期拡張事業)、ポンプ場3箇所
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	S62.9.17	排水区域拡大(第3期拡張事業)
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	H1.8.16	排水区域拡大(第3期拡張事業)、ポンプ場1箇所
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	H5.3.10	排水区域拡大(日光上流・五条川右岸流域関連)
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	H9.3.17	排水区域拡大、常願通ポンプ場位置変更
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	H14.11.13	平島ポンプ場削除
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	H17.11.15	市町村合併に伴う変更 (特定公共下水道汚水処理場、ポンプ場4箇所、調整池1箇所)
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	H18.8.8	特定公共下水道を含む市街化調整区域を排水区域に追加
尾張西部都市計画下水道計画決定変更	H20.12.11	特定公共下水道汚水処理場を西部浄化センターに編入
尾張都市計画下水道計画決定変更	H22.12.24	都市計画区域の再編に伴う計画名称の変更
尾張都市計画下水道計画決定変更	H24.9.13	北園通貯留槽を追加

8. 下水道の計画決定状況

区分	事業	処理区名	決定内容
公共下水道	単独公共下水道	東部処理区	合流式251ha、分流式雨水・汚水986ha、東部浄化センター、ポンプ場(雨水・汚水)5箇所、貯留槽1箇所、その他幹線管渠
		西部処理区	合流式289ha、分流式汚水144ha、西部浄化センター、ポンプ場(汚水)3箇所、その他幹線管渠
	流域関連 公共下水道	日光川上流処理区	分流式汚水3,764ha、分流式雨水2,349ha、ポンプ場(雨水)2箇所、調整池1箇所
		五条川右岸処理区	分流式汚水1,962ha、分流式雨水288ha

4 その他資料

1. 一宮市沿革図

藩	郡	明治												大正	昭和					平成		
		初年	11年	20年	22年	26年	27年	29年	32年	33年	39年	41年	43年	10年	15年	16年	26年	30年	17年			
名古屋 (尾張)	中島郡	一宮村	一宮町 明治22.10.1											一宮市 大正10.9.1					一宮市 昭和 30.4.1 尾西市 昭和 30.4.1 尾西市 昭和 30.1.1 一宮市 平成 17.4.1			
		一色村																				
		馬寄村																				
		本神戸村	神戸村 明治22.10.1				神戸村 明治32.8.21				今伊勢村 明治39.5.10				今伊勢町 昭和16.5.10					一宮市 昭和 30.4.1		
		新神戸村																				
		宮後村																				
		野府村	開明村 明治11.12.28				開明村 明治22.10.1				開明村 明治32.8.21									尾西市 昭和 30.4.1		
		小原村																				
		祐久村	祐賀村 明治22.10.1																			
		岐阜県から 編入	東加賀 野井村 明治20.7																			
		上祖父江村	上祖父江村 明治22.10.1																			
		西中野村	一部 岐阜県へ 明治20.7											朝日村 明治39.5.10								
		阿古井村	明地村 明治11.12.28																			
		吉藤村																				
		玉野村																				
		西萩原村																				
		蓮池村																				
		北今村																				
		東五城村																				
		西五城村																				
		雷田村																				
		起村				起町 明治29.2.24				起町 明治39.5.10												
		小信中島村																				
		宮新田	三條村 明治22.10.1																			
		板倉新田																				
		苅安賀新田																				
		奥村				奥町 明治27.9.13																
		中島村	中島村(一部) 明治22.10.1																			
		西御堂村																				
		東宮重村																				
		西宮重村																				
		高木村																				
		林野村	新明村 明治22.10.1																			
		河田方村																				
		朝宮村																				
		二子村	萩原村 明治11.12.28				萩原町 明治39.5.10															
		西ノ川村																				
		萩原村																				
		串作村	萩原村 明治22.10.1				萩原町 明治29.4.20															
		滝村																				
		高松村																				
		戸苅村																				
		葵込村																				
		富田方村																				
花井方村																						
福森村																						
毛受村	日光村 明治22.10.1																					
馬引村																						
苅安賀村																						
宮地花池村	三輪村 明治22.10.1				苅安賀村 明治39.5.10				大和村 明治41.5.1				大和町 昭和 26.3.1									
戸塚村																						
妙興寺村	妙興寺村 明治22.10.1																					
氏永村																						
北高井村	高井村 明治22.10.1																					
南高井村																						
於保村	稲保村(一部) 明治22.10.1																					

藩	郡	明治												大正	昭和					平成
		初年	11年	20年	22年	26年	27年	29年	32年	33年	39年	41年	43年	10年	15年	16年	26年	30年	17年	
名古屋 (尾張)	丹羽郡	加納馬場村	幼村 明治22.10.1																一宮市 昭和 30.4.7 一宮市 昭和 30.1.1 一宮市 平成 17.4.1	
		芝原村																		
		浅野羽根村	豊富村 明治22.10.1																	
		塩尻村																		
		小山村																		
		町屋村																		
		天摩村	青木村 明治22.10.1											千秋村 明治39.5.1						
		佐野村																		
		穂積塚本村																		
		勝栗村																		
		一色村	浮野村 明治22.10.1																	
		浮野村																		
		熊代村	加茂村 明治11.12.28																	
		花地村																		
		九日市場村																		
		五日市場村	二川村 明治22.10.1																	
		伝法寺村																		
		外崎村	三重島村 明治22.10.1											丹陽村 明治39.7.1						
		平島村																		
		重吉村																		
		三ツ井村																		
		吾齋村																		
		森本村	多加森村 明治22.10.1																	
		多加木村																		
		猿海道村																		
		馬見塚村																		
		浅野村	浅淵村 明治22.10.1																	
		南小淵村																		
		北小淵村																		
		小赤見村	赤羽村 明治22.10.1																	
		柚木風村																		
		大赤見村																		
		丹羽村																		
		定水寺村																		
		下奈良村	春明村 明治11.12.28				穂波村 明治22.10.1								西成村 明治39.7.1					
		下奈良西 新田													一宮市 昭和 15.9.20					
		新田																		
		西大海道村																		
		時之島村																		
		瀬部村	豊原村 (一部) 明治 22.10.1				豊原村 明治26.11.18				瀬部村 明治29.11.30									
		里小牧村																		
		玉ノ井村																		
		黒田村					黒田町 明治22.10.1				黒田町 明治27.12.24				黒田町 明治39.5.10					
		門岡村													木曾川町 明治43.2.10					
内割田村																				
外割田村																				
三ツ法寺村																				
曾根村																				
北方村	北方村 明治22.10.1											北方村 明治39.5.10								
中島村																				
黒岩村																				
大野村																				
極楽寺村	瑞穂村 明治22.10.1																			
尾関村																				
河田村																				
前野村																				
大日比野村					浅井村 明治22.10.1				浅井町 明治33.7.9				浅井町 明治39.5.10							
小日比野村																				
河瀬村																				
西海戸村																				
江森村																				
西浅井村																				
東浅井村																				
高田村	大田島村 明治22.10.1																			
島村																				
杉山村																				
大毛村																				
笹野村																				
光明寺村	光明寺村 明治22.10.1											葉栗村 明治39.5.10								
田所村																				
更屋敷村																				
佐千原村	佐千原村 明治22.10.1											一宮市 昭和 15.8.1								
富塚村																				

2. 都市計画法の体系

都市計画といった場合、狭義には「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)を指しますが、広義には実質的に都市計画と関連のある全ての法(我が国の土地や都市に関する法律は200以上あります)、つまり都市計画法制全般を指しています。

次表のように、都市計画法が一種の基本法として存在し、いくつかの上位法、姉妹法その他、多くの事業法が存在し、これらが全体として、実質的な都市計画法制を形成しています。

都市計画を執行する行政組織に関する法令、土地所有者に関する憲法・民法の規定もまた広義には都市計画法制に数えることもできるとされます。

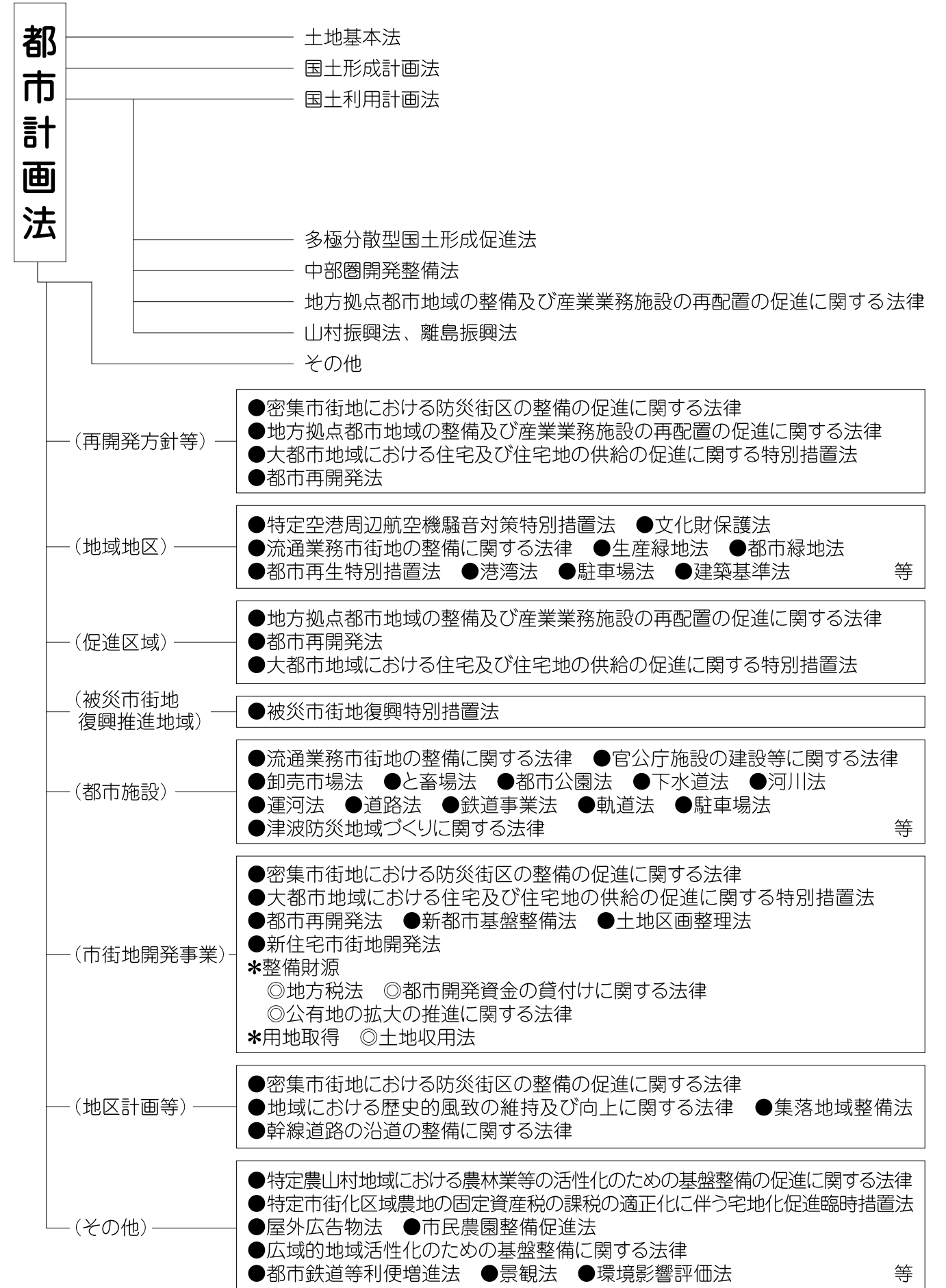
都市計画法は、国土交通省(都市局)所管の法律であり、附属政省令のほか都市計画運用指針が都市計画制度の原則的な考え方を示しています。

都市計画法では、国土利用計画法(全国レベル、都道府県レベル、市町村レベルに分かれます。)や国土形成計画法(旧国土総合開発法)等の上位計画の体系を受けて各種の都市計画について定めます。

また、都市再開発方針等、地域地区、促進区域、被災市街地復興推進地域、都市施設、市街地開発事業、地区計画等、その他の都市計画の内容については、本法で定める他、別の体系的な法律にゆだねています。

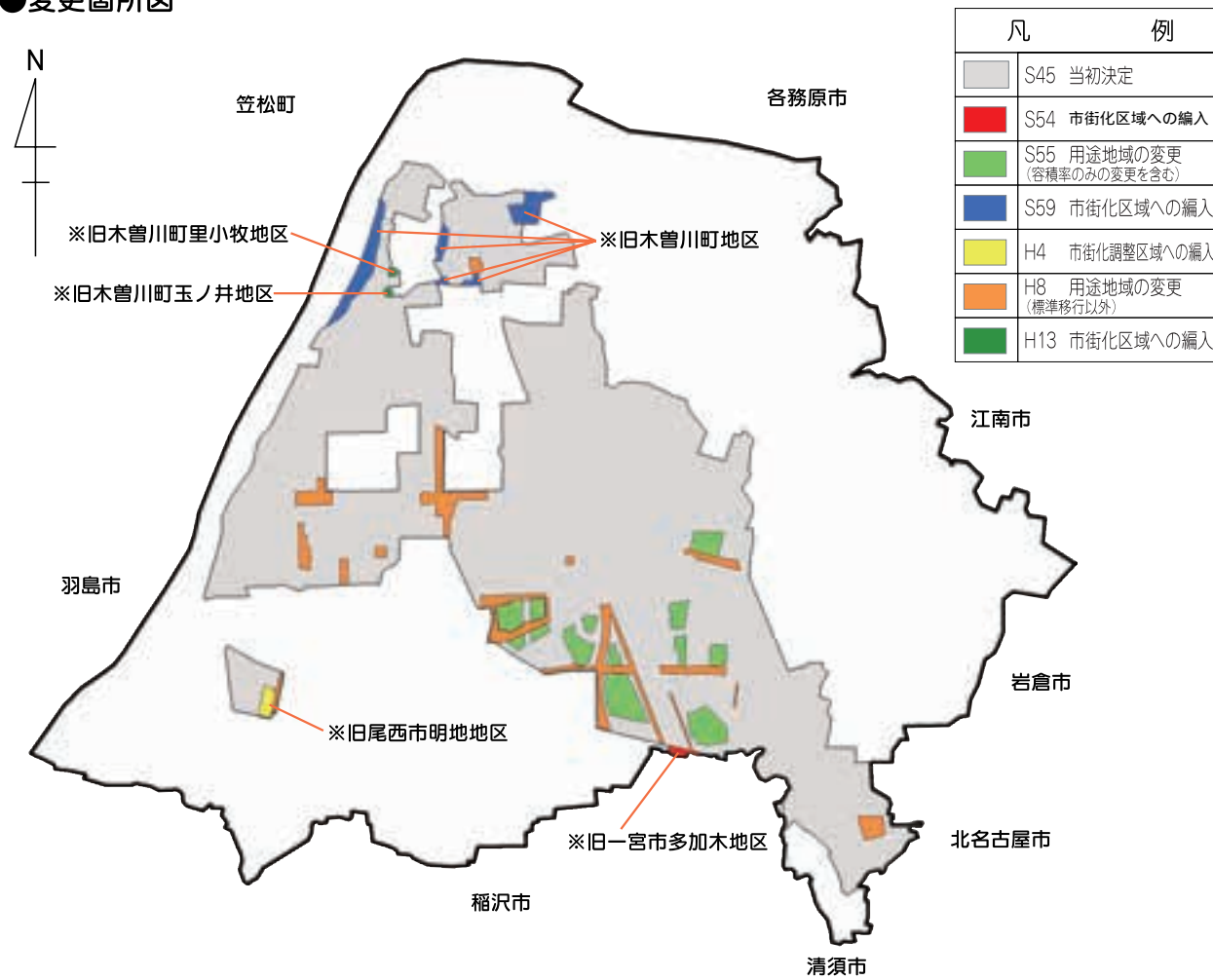
例えば市街地開発事業については、土地区画整理法や都市再開発法等の一般法です。

●都市計画法の体系図



3. 市街化区域、市街化調整区域及び用途地域の変遷

●変更箇所図



市街化区域及び市街化調整区域の変遷

都市計画決定年月日 告示番号	備考
昭和45年11月24日 愛知県告示第911号	当初決定
昭和54年3月2日 愛知県告示第190号	第1回総見直し 旧一宮市多加木地区約5haを市街化区域に編入
昭和59年2月22日 愛知県告示第149号	第2回総見直し 旧木曾川町5地区約53haを市街化区域に編入
平成3年9月4日 愛知県告示第817号	第3回総見直し 区域変更なし
平成4年12月4日 愛知県告示第1127号	旧尾西市明地地区約7haを市街化調整区域に編入
平成13年5月15日 愛知県告示第404号	第4回総見直し 旧木曾川町里小牧地区0.2ha玉ノ井地区0.034haを市街化区域に編入
平成22年12月24日 愛知県告示第749号	第5回総見直し 尾張西部都市計画区域から尾張都市計画区域に変更 区域変更なし

用途地域の変遷

都市計画決定年月日 告示番号	備考
昭和48年1月19日 愛知県告示第39号	現行法当初決定
昭和54年3月2日 愛知県告示第200号	旧一宮市多加木地区約5haを変更
昭和55年4月7日 愛知県告示第390号	旧一宮市18地区約167haを変更
昭和59年2月22日 愛知県告示第149号	旧木曾川町5地区約53haを変更
—	用途地域変更なし
平成4年12月4日 愛知県告示第1128号	旧尾西市明地地区約7haを変更
平成8年5月31日 愛知県告示第471号	建築基準法の改正により8種類から12種類に変更 ※詳細は次ページ参照
平成13年5月15日 愛知県告示第412号	旧木曾川町里小牧地区0.2ha玉ノ井地区0.034haを変更
平成22年12月24日 愛知県告示第755号	(一宮市は変更なし)

●(平成8年5月31日告示)用途地域の細分化

平成4年6月の都市計画法及び建築基準法の一部改正(平成5年6月25日施行)により、用途地域の種類が8種類から現在の12種類になりました。適切な住環境の保護を目的として、よりきめ細かな用途規制ができるよう、住居系用途地域を細分化したことによるものです。

一宮市(旧尾西市、木曾川町含む)では、平成8年5月31日愛知県告示第471号において変更の告示がされ、その翌日から現在の用途地域が適用されました。

なお、指定替えについては、建設省(当時)通達で、第一種住居専用地域は第一種低層住居専用地域に、第二種住居専用地域は第一種中高層住居専用地域に、住居地域は第一種住居地域に移行すること等を標準としていました。

また同時に、各用途地域において建築することができる建築物の用途についても見直しが行われました。

◆市街化区域

	改正前(～H8.5.31)			改正後(H8.6.1～)		
	用途地域	容積率(%)	建ぺい率(%)	用途地域	容積率(%)	建ぺい率(%)
住居系	①第一種住居専用地域	100	60	①第一種低層住居専用地域	100	60
	②第二種住居専用地域	150 200	60	②第二種低層住居専用地域	-	-
	③住居地域	200	60	③第一種中高層住居専用地域	150 200	60
商業系	④近隣商業地域	200	80	④第二種中高層住居専用地域	-	-
	⑤商業地域	400 600	80	⑤第一種住居地域	200	60
工業系	⑥準工業地域	200	60	⑥第二種住居地域	200	60
	⑦工業地域	200	60	⑦準住居地域	200	60
	⑧工業専用地域	200	60	⑧近隣商業地域	200	80
				⑨商業地域	400 600	80
			⑩準工業地域	200	60	
			⑪工業地域	200	60	
			⑫工業専用地域	200	60	

◆市街化調整区域

改正前(～H8.5.31)			改正後(H8.6.1～)		
用途地域	容積率(%)	建ぺい率(%)	用途地域	容積率(%)	建ぺい率(%)
指定なし	400	70	指定なし	200	60

※建築基準法の改正により、指定なしの地域の容積率、建ぺい率が強化され、また日影規制が適用されました。

尾張（一宮）都市計画総括図

凡		例	
名称	容積率% 建ぺい率%	概要	
都市計画区域			3・4・1 一宮弥富線 (4)
市街化区域			(区分) (幅員) (一連番号) (6 幅) (代表車線数)
市街化区域界			区分
第一種低層住居専用地域	100 60	※凡例の番号は下記の用途種別を示す	1. 自動車専用道路
第一種中高層住居専用地域	180 60		2. 幹線街路に相当するもの
第一種住居地域	200 60		3. 区画街路
第二種住居地域	200 60		7. 特殊街路(イ)に相当する歩行者専用道、 自転車道又は自転車歩行者道
準住居地域	200 60		規模
近隣商業地域	200 80		1. 幅員40M以上のもの
商業地域	400 80		2. 幅員30M以上40M未満のもの
準工業地域	200 60		3. 幅員22M以上30M未満のもの
工業地域	200 60		4. 幅員16M以上22M未満のもの
工業専用地域	200 60		5. 幅員12M以上16M未満のもの
指定なし(市街化調整区域)	200 60		6. 幅員 8M以上12M未満のもの
			7. 幅員 8M未満のもの
道路境界線より奥行20Mまたは24.5Mの区域を近隣商業地域とする			一連番号
道路境界線より奥行20Mの区域を商業地域とする			都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号
道路又は河川を中心線による地域境界線		左によらない場合の地域境界線	
防火地域		都市計画公園	
準防火地域		都市計画緑地	(12 - 2)
地区計画		特別工業地区(特別用途地区)	幅員 車線数
都市計画道路		H17人口集中地区(DID)	
立体交差		駐車場整備地区	
駅前広場		都市計画都市高速鉄道	
チャネル		都市計画駐車場	
都市計画道路の内画街路		都市計画通路	

